

【表紙】

【提出書類】

有価証券報告書

【提出先】

関東財務局長殿

【提出日】

平成25年9月5日

【計算期間】

第2特定期（自 平成24年12月7日 至 平成25年6月6日）

【ファンド名】

JPMインドネシア債券ファンド（毎月決算型）

【発行者名】

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 猪股 伸晃

【本店の所在の場所】

東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング

【事務連絡者氏名】

内藤 敏信

【連絡場所】

東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング

【電話番号】

03-6736-2000

【縦覧に供する場所】

該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

（イ）ファンドの目的

当ファンドは、インドネシアの債券等^{*1}を実質的な主要投資対象として運用^{*2}を行い、安定的かつ高水準の配当等収益^{*3}の確保と信託財産の中長期的な成長をはかることを目的とします。

※1 後記（二）ファンドの特色①をご参照ください。（以下同じ。）

※2 運用は、当ファンドと実質的に同一の運用の基本方針を有するJPMインドネシア債券マザーファンド（適格機関投資家専用）（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象として行います。

「実質的に同一の運用の基本方針」とは、投資の対象とする資産の種類、運用方針、運用方法、投資の対象とする資産についての保有額もしくは保有割合にかかる制限または取得できる範囲にかかる制限その他の運用上の制限が実質的に同一（マザーファンドにおける収益配分方針およびマザーファンドへの投資にかかるものを除きます。）のものをいいます。

※3 「配当等収益」とは、JPMインドネシア債券ファンド（毎月決算型）信託約款（以下「信託約款」といいます。）第38条第1項第1号に定めるもの（配当金、利金、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額。以下同じ。）をいい、マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、当ファンドの信託財産に帰属するとみなされる額（マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に対する当ファンドの信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額）を含みます。

（ロ）信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金2,000億円を限度として信託金を追加することができます。

（ハ）基本的性格

一般社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づく、当ファンドの商品分類および属性区分は以下のとおりです。

商品分類^{*1}—追加型投信／海外／債券

属性区分^{*2}—投資対象資産：その他資産（投資信託証券（債券 一般））^{*3}

※3 マザーファンドへの投資を通じて、債券に実質的な投資を行いますので、投資対象資産は、その他資産（投資信託証券（債券 一般））と記載しています。

決算頻度：年12回（毎月）

投資対象地域：アジア

投資形態：ファミリーファンド

為替ヘッジ^{*4}：なし

※4 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※ 1 商品分類の定義（一般社団法人投資信託協会－商品分類に関する指針）

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド。
海外	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの。
債券	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの。

※ 2 属性区分の定義（一般社団法人投資信託協会－商品分類に関する指針）

投資対象資産	その他資産（投資信託証券（債券 一般））： 親投資信託への投資を通じて債券に投資するもののうち、目論見書または信託約款において、投資対象資産が、公債属性*、社債属性*、その他債券属性*のいずれにもあてはまらない全てのもの。
決算頻度	年12回（毎月）： 目論見書または信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの。
投資対象地域	アジア： 目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの。
投資形態	ファミリーファンド： 目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するもの。
為替ヘッジ	なし： 目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの。

* 「公債属性」…目論見書または信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。）に主として投資する旨の記載があるもの。

「社債属性」…目論見書または信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるもの。

「その他債券属性」…目論見書または信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるもの。

（注）前記の属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」を参考に委託会社が作成したものが含まれます。

(参考) 一般社団法人投資信託協会が規定する商品分類および属性区分の一覧

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内	株 式
		債 券
追加型	海 外	不動産投信
	内 外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル		あり ()
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年 2 回	日本		
	年 4 回	北米		
	年 6 回 (隔月)	欧州	ファミリーファンド	
不動産投信	年12回 (毎月)	アジア	ファンド・オブ・ファンズ	なし
	日々	オセアニア		
	その他 ()	中南米		
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))		アフリカ		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東)		
		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

当ファンドを含むすべての商品分類、属性区分の定義については、
一般社団法人投資信託協会のホームページをご覧ください。

HPアドレス：<http://www.toushin.or.jp/>

(二) ファンドの特色

- ① マザーファンドを通じて、主として以下の債券に投資します。

I. インドネシアの国債、インドネシア政府機関が発行する債券、およびインドネシアと何らかの形で関係があると運用委託先*が判断する債券（国際機関が発行する債券を含みます。）

* 後記⑥をご参照ください。

「国際機関が発行する債券」とは、アジア開発銀行等の公的国際機関が発行する債券をいいます。

II. Iの債券の信用リスクを主として反映する仕組債

反映する信用リスクを増大させる仕組みを持たない仕組債に限ります。

<インドネシアの概要>



首 都	ジャカルタ
人 口	約2.38億人（2010年）
言 語	インドネシア語
面 積	約189万平方Km（日本の約5倍）
通 貨	ルピア
主要産業	製造業（輸送機器、飲食品等） 農林水産業（パーム油、ゴム、米、ココア等） 商業・ホテル・飲食業 鉱業（天然ガス、石炭、ニッケル、錫、石油等）

前記データおよび地図は平成25年6月現在の外務省の情報により委託会社が作成

- ② インドネシアの現地通貨であるルピア建てで投資した経済的效果を得ることを目指した運用を行います。

その結果として、主にルピア建ての債券へ投資することが見込まれます。なお、ルピア建て以外の債券に投資することもあります。その場合においても、ルピア建てで投資したと同様の経済的效果を得ることを目指した運用を行います。

- ③ 当ファンドは、毎月6日^{*1}に決算を行い、原則として、繰越分を含めた配当等収益から分配金額を決定します。ただし、1、4、7、10月の決算時には、当該配当等収益に加えて、繰越分を含めた信託約款第38条第1項第2号に定める売買益から分配を行う^{*2}こともあります。また、必ず分配を行うものではありません。

*1 6日が休業日の場合は翌営業日となります。

*2 「繰越分を含めた信託約款第38条第1項第2号に定める売買益」から行う分配をボーナス分配といいます。ただし、売買益がある場合でも、ボーナス分配を行わないこともあります。

<分配金お支払いのイメージ図>



（注）前図はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

④ 対円での為替ヘッジは行いません。

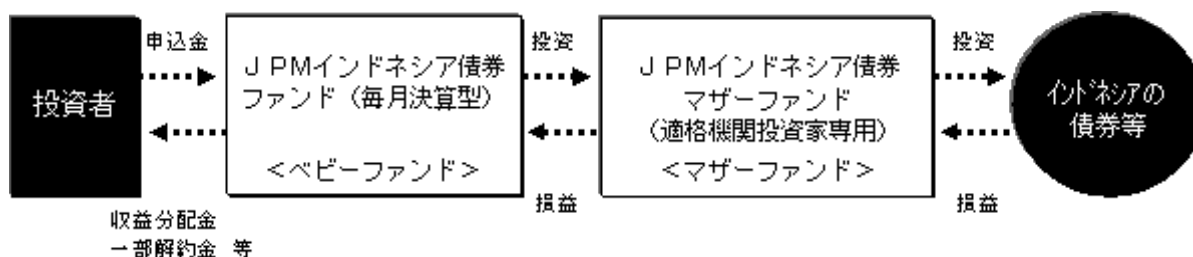
外貨建ての債券に投資しますが、マザーファンド、当ファンドとも円貨に対する為替ヘッジを行わないため、当該通貨と円との為替変動による影響を受けます。

為替変動は、外国通貨が円に対して上昇する（円安となる）場合に投資成果にプラスとなり、一方で外国通貨が円に対して下落する（円高となる）場合に投資成果にマイナスとなります。

なお、マザーファンドにおいては、円以外の通貨間での為替変動による影響を抑えるため、円以外の通貨間での為替ヘッジを行うことがあります。

⑤ 当ファンドの運用はファミリーファンド方式*により、マザーファンドを通じて行います。

* 「ファミリーファンド方式」とは、ベビーファンドの資金をマザーファンドに投資して、マザーファンドが実際に有価証券に投資することにより、その実質的な運用を行う仕組みです。



⑥ マザーファンドの運用の指図に関する権限をJ Pモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッド*（英国法人）に委託します。（以下「運用委託先」という場合があります。）

また、運用委託先は、アジア地域の時間帯で取引する方が望ましいと判断した場合、一定の取引条件を指定したうえで、運用の指図に関する権限をJ Fアセット・マネジメント・リミテッド*（香港法人）に再委託します。（以下「運用再委託先」という場合があります。）

「J Pモルガン・アセット・マネジメント」グループ*のグローバルなネットワークを活用し、運用を行います。

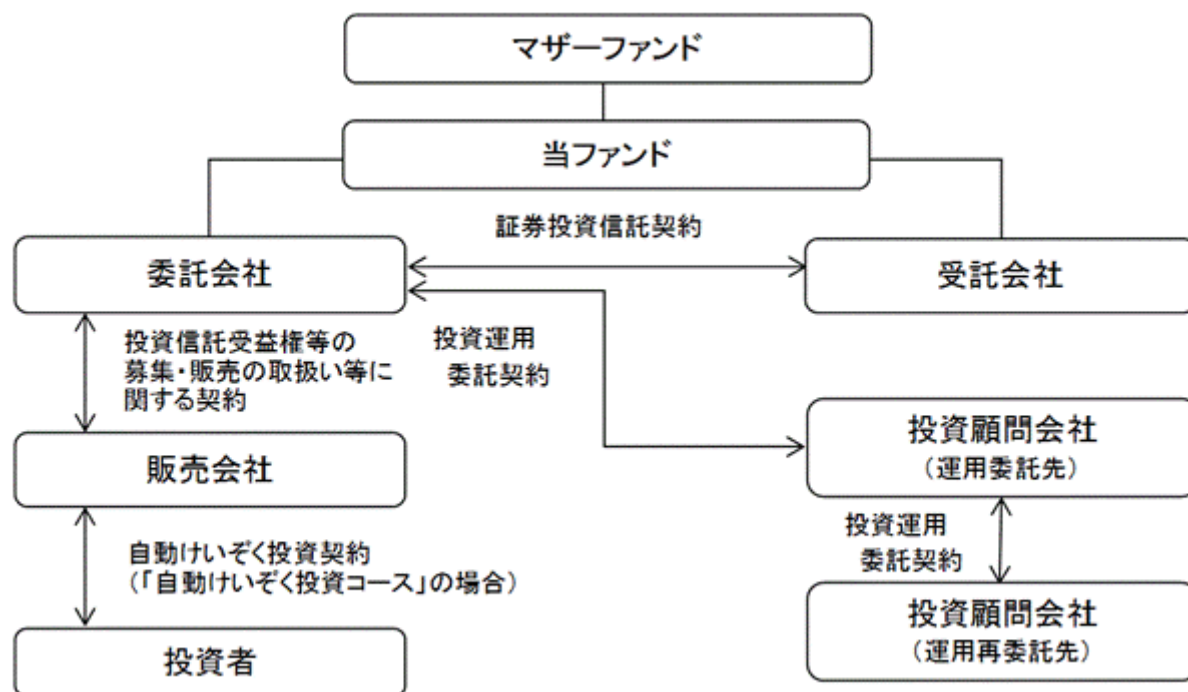
* J Pモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッド、J Fアセット・マネジメント・リミテッドおよび委託会社は、「J Pモルガン・アセット・マネジメント」グループの一員です。『「J Pモルガン・アセット・マネジメント」グループ』とは、J Pモルガン・チェース・アンド・カンパニーの傘下であり、直接または間接的に資本関係のある運用会社を総称するものです。

（２）【ファンドの沿革】

平成24年6月18日 当ファンドおよびマザーファンドの信託契約締結、ならびに設定・運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

（イ）仕組図



（ロ）当ファンドおよびマザーファンドの委託会社および関係法人の名称、役割、委託会社等が締結している契約等の概要

- ① J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社（委託会社）
当ファンドおよびマザーファンドの委託会社として、受益権の発行、信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成等を行います。
- ② 三菱UFJ信託銀行株式会社（受託会社）
（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
委託会社との契約により、当ファンドおよびマザーファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理業務および信託財産の計算等を行います。
- ③ J Pモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッド（投資顧問会社：運用委託先）
委託会社との契約により、マザーファンドに関し、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用指図を行います。
- ④ J Fアセット・マネジメント・リミテッド（投資顧問会社：運用再委託先）
運用委託先との契約により、運用委託先が委託会社から委託を受けたマザーファンドに関する運用の指図に関する権限に基づき行う取引について、アジア地域の時間帯で取引する方が望ましいと判断した場合、運用委託先から一定の取引条件の指定を受けて当該条件に沿った範囲での運用の指図に関する権限の再委託を受け、マザーファンドの運用指図を行います。
- ⑤ 販売会社
委託会社との契約により、当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書の交付、運用報告書の交付代行、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金・一部解約金・償還金の支払い等を行います。

（ハ）委託会社の概況

- ① 資本金 2,218百万円（平成25年7月末現在）
- ② 金融商品取引業者登録番号 関東財務局長（金商）第330号
- ③ 設立年月日 平成2年10月18日
- ④ 会社の沿革

昭和46年 ジャーディン・フレミング、日本市場の成長性に着目し東京に駐在員事務所を開設

昭和60年 ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社設立、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行に伴い、同社は昭和62年に投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。

平成2年 ジャーディン・フレミング投信株式会社（委託会社）設立

平成7年 ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社とジャーディン・フレミング投信株式会社が合併し、ジャーディン フレミング投信・投資顧問株式会社となる。

平成13年 ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に商号変更

平成18年 J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社に商号変更

平成20年 J P モルガン信託銀行株式会社より資産運用部門の事業を譲受

- ⑤ 大株主の状況（平成25年7月末現在）

名 称	住 所	所有株式数 (株)	比率 (%)
ジェー・ピー・モルガン・ アセット・マネジメント（アジア）インク	米国デラウェア州	56,265	100

2【投資方針】

（1）【投資方針】

（イ）運用方針

- ① 当ファンドは、マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、安定的かつ高水準の配当等収益を確保し、信託財産の中長期的な成長をはかることを目的として運用を行います。
- ② マザーファンドは、インドネシアの債券等を主要投資対象とし、安定的かつ高水準の配当等収益を確保し、信託財産の中長期的な成長をはかることを目的として運用を行います。

（ロ）投資態度

マザーファンドにおける運用プロセスは次のとおりです。

なお、資金動向や市況動向により、次のような運用ができない場合があります。

運用委託先であるJ P モルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッドのグローバル債券運用グループに所属するエマージング債券運用チーム*が主として運用を担当し、以下のプロセスにしたがい運用を行います。

① 金利水準等の見通しの決定

エマージング債券運用チームの運用チーム*に所属するマザーファンドのポートフォリオ・マネジャーは、インドネシアを含む世界各国の市場の方向性・規模、資金の流入出、財政・金融政策、経済指標等を勘案し、インドネシアにおける市場金利水準、債券市場の流動性および通貨相場の見通しを立てます。

② 個別債券の銘柄選択

マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーは、エマージング債券運用チームのエマージング調査チーム*、グローバル債券運用グループ内のグローバル金利戦略運用チーム、グローバル通貨運用

チーム、およびグローバル債券運用グループ内の他の運用チームからの情報を参考にし、主に以下の点を重視し、投資銘柄を選択します。

- ・信用力に比べ利回りが高い銘柄かどうか
- ・流動性が高い銘柄かどうか

③ ポートフォリオの構築

前記①および②の結果を踏まえ、マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーとエマージング債券運用チームのエマージング調査チーム^{*}のアナリストは、ポートフォリオの投資銘柄選択について議論し、マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーは、その結果を踏まえ、ポートフォリオを構築します。

＊ 詳しくは、後記「（３）運用体制」をご参照ください。

マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーは、選択した銘柄の売買取引をヨーロッパ市場で執行しますが、流動性、市場が注目する材料、市場の変動度合等を鑑み、アジア地域の時間帯で取引する方が望ましいと判断した場合、金利水準等の見通しを勘案して債券の利回り・年限の範囲等、一定の取引条件を指定したうえで、その条件に沿った範囲での運用の指図に関する権限を、J Fアセット・マネジメント・リミテッドにさらに委託します。

当該委託を受けたJ Fアセット・マネジメント・リミテッドのグローバル債券運用グループ内のエマージング債券運用チームに所属するポートフォリオ・マネジャーは、マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーから指定された一定の条件の下で銘柄を選択し、売買する債券の利回りを特定の上、取引を執行します。銘柄選択の際には、J Fアセット・マネジメント・リミテッドに所属するエマージング債券運用チームのエマージング調査チームからの、インドネシアの経済状況等の情報を参考にし、主に以下の点を重視します。

- ・信用力に比べ利回りが高い銘柄かどうか
- ・流動性が高い銘柄かどうか

為替ヘッジについて

マザーファンドにおいて、外貨建資産について、その建値以外の通貨（円以外）に基づく為替リスクをヘッジするため、機動的に為替先物予約取引（直物為替先渡（N D F）取引^{*}を含みます。）を行うことがあります。

＊ 「直物為替先渡（N D F）取引」とは、新興国等の取引規制が多く流動性が低い通貨の受渡しを行わず、取引レートと決済レートとの差額を米ドル等の主要通貨によって決済する為替取引のことをいいます。

マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーは、運用委託先の為替部門から提供された通貨に関する市場動向の情報を勘案し、為替ヘッジにかかる投資判断（ヘッジ対象となる通貨を含みます。）を行います。運用委託先の為替部門は、その投資判断に基づき、為替先物予約取引（直物為替先渡（N D F）取引を含みます。）を行います。

（２）【投資対象】

（イ）当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 有価証券（金融商品取引法第2条第1項に規定するものに限ります。）についての有価証券関連デリバティブ取引（金融商品取引法第28条第8項第6号に規定するものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
 - ハ. 有価証券関連デリバティブ取引以外のデリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に定めるものをいい（以下同じ。）、次に掲げるものを対象とした取引に限ります。）にかかる権利

（１）金融商品（金融商品取引法第２条第24項に定めるものをいい、ただし有価証券を除きます。以下同じ。）

（２）金融商品の価格または金融商品（通貨を除きます。）の利率等（金融商品取引法第２条第21項第４号に定めるものをいいます。以下同じ。）

二．約束手形（上記イに該当するものを除きます。）

ホ．金銭債権（上記イ、ロ、ハまたはニに該当するものを除き、外国為替の売買の予約にかかるものを含まず。）

２．為替手形

（ロ）委託会社は、信託金を、前記（イ）の資産のうち、主としてマザーファンドの受益証券および次の有価証券に投資することを指図します。

１．株券または新株引受権証券

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券

５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。以下同じ。）

６．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。以下同じ。）

７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。以下同じ。）

８．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。以下同じ。）

９．特定目的会社にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。以下同じ。）

10．コマーシャル・ペーパー

11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、１から11までの証券または証書の性質を有するもの

13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいい、法令により当該受益証券とみなされる受益権を含みます。ただし、マザーファンドの受益証券を除きます。）

14．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）

15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。以下同じ。）

16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りません。以下同じ。）

17．預託証券（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。以下同じ。）

18．外国法人が発行する譲渡性預金証書

19．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。以下同じ。）

20．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

21．外国の者に対する権利で20の有価証券の性質を有するもの

なお、１の証券または証書ならびに12および17の証券または証書のうち１の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２から６までの証券ならびに12および17の証券または証書のうち２から６までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13および14の証券を以下「投資信託証券」と

います。

(ハ) 委託会社は、信託金を、前記（ロ）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる投資対象により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. コール・ローン
3. 手形割引市場において売買される手形
4. 金銭債権（前記（ロ）に掲げる有価証券または1から3までもしくは5に掲げるもののいずれかに該当するものを除きます。）
5. 金融商品取引法第2条第2項各号に規定する有価証券

(ニ) 前記（ロ）の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を主として前記（ハ）（5を除きます。）に掲げる投資対象により運用することの指図ができます。

(参考) マザーファンドの投資対象

(イ) マザーファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。（JPMインドネシア債券マザーファンド（適格機関投資家専用）信託約款（以下「マザーファンド信託約款」といいます。））

1. 次に掲げる特定資産

イ. 有価証券

ロ. 有価証券（金融商品取引法第2条第1項に規定するものに限ります。）についての有価証券関連デリバティブ取引にかかる権利

ハ. 有価証券関連デリバティブ取引以外のデリバティブ取引（次に掲げるものを対象とした取引に限ります。）にかかる権利

（1）金融商品

（2）金融商品の価格または金融商品（通貨を除きます。）の利率等

ニ. 約束手形（上記イに該当するものを除きます。）

ホ. 金銭債権（上記イ、ロ、ハまたはニに該当するものを除き、外国為替の売買の予約にかかるものを含まず。）

2. 為替手形

(ロ) 委託会社（運用委託先および運用再委託先を含みます。）は、信託金を、前記（イ）の資産のうち、主として次の有価証券に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券
6. 特定目的会社にかかる特定社債券
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1から11までの証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、法令により当該受益証券とみなされる受益権を含みます。）
14. 投資証券または外国投資証券
15. 外国貸付債権信託受益証券

16. オプションを表示する証券または証書

17. 預託証券

18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

19. 指定金銭信託の受益証券

20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

21. 外国の者に対する権利で20の有価証券の性質を有するもの

なお、1の証券または証書ならびに12および17の証券または証書のうち1の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2から6までの証券ならびに12および17の証券または証書のうち2から6までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13および14の証券を以下「投資信託証券」といいます。

(ハ) 委託会社は、信託金を、前記（ロ）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる投資対象により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. コール・ローン

3. 手形割引市場において売買される手形

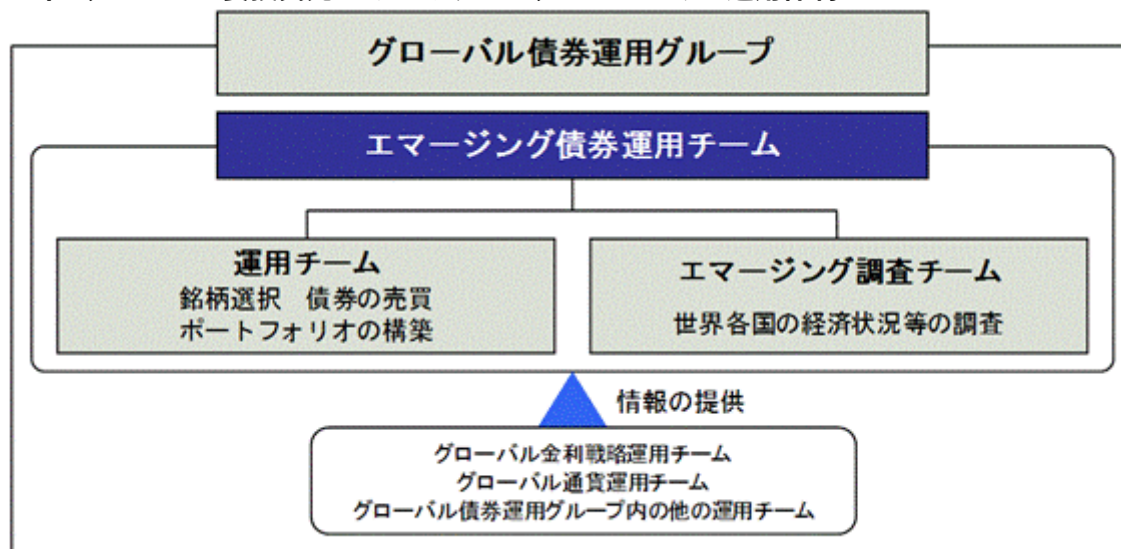
4. 金銭債権（前記（ロ）に掲げる有価証券または1から3までもしくは5に掲げるもののいずれかに該当するものを除きます。）

5. 金融商品取引法第2条第2項各号に規定する有価証券

(ニ) 前記（ロ）の規定にかかわらず、マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を主として前記（ハ）（5を除きます。）に掲げる投資対象により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

- ・ 当ファンドの主要投資先であるマザーファンドにおける運用体制



- ① マザーファンドの運用を担当するJ Pモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッドのエマージング債券運用チーム（約10名）は、グローバル債券運用グループに属しています。
- ② J Pモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッドから、運用の指図に関する権限の一部をさらに委託されるJ Fアセット・マネジメント・リミテッドのエマージング債券運用チーム（約5名）も、グローバル債券運用グループに属しています。
- ③ エマージング債券運用チームは、運用チームとエマージング調査チームにより構成されています。グローバル債券運用グループは、「J Pモルガン・アセット・マネジメント」グループに含まれる運用会社内または運用会社間で横断的に組織され、グローバルな戦略に対する調査・分析を行っているグループです。

- ④ エマージング調査チームは、インドネシアを含む世界各国の経済状況等を調査します。
- ⑤ J Pモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッドのマザーファンドのポートフォリオ・マネジャー（エマージング債券運用チームの運用チームに所属）は、投資する銘柄を選択し、売買執行の上、ポートフォリオを構築します。その際には、以下の情報等を参考にします。
- ・ エマージング調査チームの調査結果
 - ・ グローバル債券運用グループ内のグローバル金利戦略運用チームからの経済指標、経済成長率等の分析情報
 - ・ グローバル債券運用グループ内のグローバル通貨運用チーム、およびグローバル債券運用グループ内の他の運用チームからの銘柄等の情報
- ⑥ J Pモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッドのマザーファンドのポートフォリオ・マネジャーは、アジア地域の時間帯において取引する方が望ましいと判断した場合、一定の取引条件を指定したうえで、J Fアセット・マネジメント・リミテッドのポートフォリオ・マネジャー（エマージング債券運用チームの運用チームに所属）に、最終的に投資する銘柄の選択等をさらに委託します。当該ポートフォリオ・マネジャーは、J Fアセット・マネジメント・リミテッドに所属するエマージング債券運用チームのエマージング調査チームからのインドネシアの経済状況等の情報を参考に、銘柄を選択し売買を執行します。
- ⑦ 運用部門から独立したJ Pモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッドのリスク管理部門においては、マザーファンドの運用成果やリスク水準の妥当性、有価証券の取引の適正性および投資方針、投資範囲、投資制限等の遵守状況のチェックを行います。（J Fアセット・マネジメント・リミテッドに再委託したアジア地域の時間帯において取引される債券に関するものを含みます。）

・ 為替ヘッジにかかる運用体制

マザーファンドにおいて、外貨建資産について、その建値以外の通貨（円以外）に基づく為替ヘッジを行う場合、マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーが為替ヘッジのための投資判断を行い、運用委託先の為替部門が為替先物予約取引（直物為替先渡（NDF）取引を含みます。）を執行します。そのヘッジ状況は、運用委託先のリスク管理部門によりモニターされます。

（注1）運用体制については、J Pモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッドおよびJ Fアセット・マネジメント・リミテッドを含めた「J Pモルガン・アセット・マネジメント」グループのものを記載しています。

（注2）前記の運用体制、組織名称等は、平成25年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

・ 委託会社による、運用委託先および運用再委託先、ならびに受託会社に対する管理体制

委託会社は、運用委託先および運用再委託先の管理については、社内規程を定め、その規程にしたがい、運用商品管理部門が運用体制の状況や運用の基本方針に沿った運用業務の遂行の確認等を行うことにより管理しています。

また、受託会社の管理については、委託会社の事務管理部門において、日々の業務を通じ、受託会社の管理体制および知識・経験等を評価しています。さらに、必要に応じミーティングを行い、受託会社の業務の状況を確認しています。

（4）【分配方針】

毎計算期間終了時に、以下の方針に基づき分配を行います。

なお、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

① 分配対象額の範囲

計算期間終了日における、信託約款第38条第1項各号に定める受益者に分配することができる額と、分配準備積立金等の合計額とします。

なお、分配対象額の範囲には収益調整金が含まれます。

② 収益分配金の分配方針

委託会社は、前記①の分配対象額の範囲内で、基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、原則として、繰越分を含めた配当等収益から分配金額を決定します。ただし、1月、4月、7月、10月の計算期間

終了日には、繰越分を含めた信託約款第38条第1項第2号に定める売買益から分配を行うこともあります。また、必ず分配を行うものではありません。

③ 収益を留保した場合の留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

<参考>

収益分配金の支払いについて

- ① 収益分配金は、計算期間終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として計算期間終了日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。
- ② 「自動けいぞく投資コース」を申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

「収益分配金に関する留意事項」

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



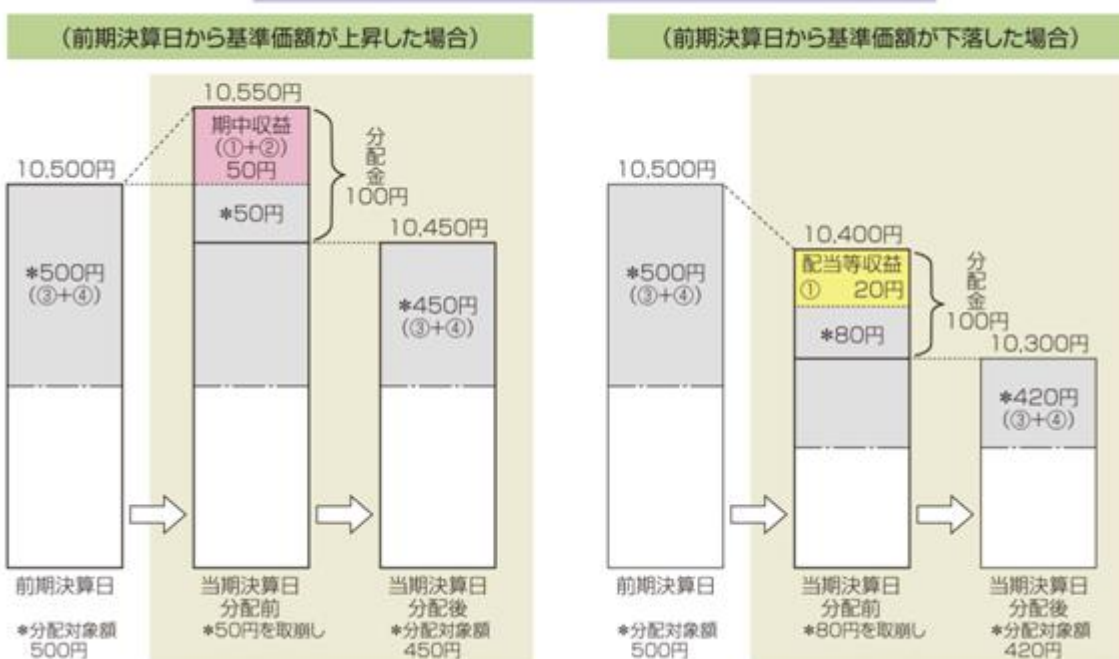
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費^{*1}控除後の配当等収益および評価益を含む売買益^{*2}）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

また、分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益率を示すものではありません。

*1 後記「4 手数料等及び税金」の「（3）信託報酬等」および「（4）その他の手数料等」をご参照ください。

*2 信託約款第38条第1項第2号をご参照ください。

（決算中に発生した収益を超えて支払われる場合）



（注）分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および

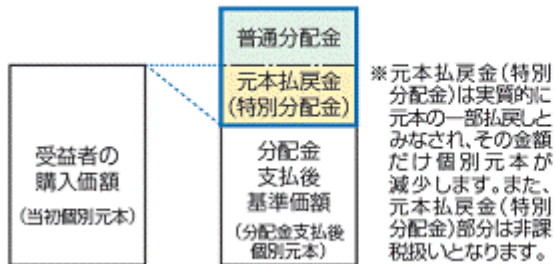
④収益調整金です。

分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

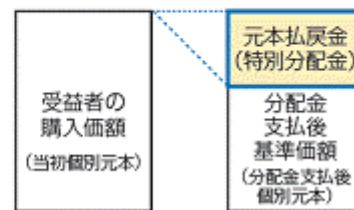
※前記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 受益者の当ファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）



（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



普通分配金：個別元本を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、後記「4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」をご参照ください。

※前記はイメージであり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

（5）【投資制限】

（イ）信託約款は、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

① 株式への投資制限

A 委託会社は、信託財産に属するすべての株式の時価総額と、マザーファンドの信託財産に属するすべての株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額（信託約款第8条第2項に規定するものをいいます。以下④および⑩において同じ。）の30%を超えることとなる投資の指図をしません。

B 前記Aにおいて「信託財産に属するとみなした額」とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額（マザーファンド信託約款第8条に規定するものをいいます。以下④および⑦において同じ。）に占めるすべての株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

② 投資する株式等の範囲

A 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所金融商品市場（金融商品取引法第2条第17項に規定するものをいいます。以下同じ。）または外国金融商品市場（金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定するものをいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所金融商品市場または外国金融商品市場に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

B 前記Aの規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社はこれに投資することの指図ができるものとします。

③ 外貨建資産への投資制限

外貨建資産（外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）および外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）への投資割合には、制限を設けません。

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合

には、制約されることがあります。

④ 投資信託証券への投資制限

A 委託会社は、信託財産に属するすべての投資信託証券（次の1および2に掲げるものを除きます。）の時価総額と、マザーファンドの信託財産に属するすべての投資信託証券（次の1および2に掲げるものを除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。

1. 取引所金融商品市場に上場され、かつ当該市場を通じて常時売却可能（市場急変等の特別な事情により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）なもので、実際に当該市場を通じて取得したもの
2. 外国金融商品市場または外国の店頭市場に上場または登録され、かつ当該市場を通じて常時売却可能（市場急変等の特別な事情により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）なもので、実際に当該市場を通じて取得したもの

B 前記Aにおいて「信託財産に属するとみなした額」とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるすべての投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ デリバティブ取引の運用指図・目的

A 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券（金融商品取引法第2条第1項に規定するものに限り、）についての有価証券関連デリバティブ取引を行うことの指図をすることができます。

B 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動もしくは為替変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券関連デリバティブ取引以外のデリバティブ取引を行うことの指図をすることができます。

C 有価証券についての有価証券関連デリバティブ取引および有価証券関連デリバティブ取引以外のデリバティブ取引の利用は、ヘッジ目的に限定しません。

⑥ 有価証券の貸付の指図および範囲

A 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債について次の1および2の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

B 前記A 1および2に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

C 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑦ 外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とみなし保有外貨建資産（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）との合計額について、当該外貨建資産およびみなし保有外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約にかかる取引（金融商品取引法第2条第20項に定めるデリバティブ取引を除きます。）を行うことの指図をすることができます。

⑧ 一部解約の請求および有価証券の売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求、信託財産に属する有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。

⑨ 再投資の指図

委託会社は、前記⑧の規定による一部解約金および有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金、株式の清算分配金、有価証券にかかる利金、株式の配当金その他の収入金を再投資することの指図ができます。

⑩ 資金の借入れ

- A 委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- B 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する信託約款第16条第2項各号に掲げる投資対象の解約代金入金日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、当該投資対象の解約代金および当該有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- C 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的とする借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- D 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑪ 受託会社による資金の立替え

- A 信託財産に属する有価証券について、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- B 信託財産に属する有価証券にかかる償還金、株式の清算分配金、有価証券にかかる利金、株式の配当金その他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もり得るものがあるときは、受託会社がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
- C 前記AおよびBの立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（参考）マザーファンドの投資制限

マザーファンド信託約款は、委託会社（運用委託先および運用再委託先を含みます。）によるマザーファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

① 株式への投資制限

委託会社は、信託財産に属するすべての株式の時価総額が、信託財産の純資産総額（マザーファンド信託約款第8条に規定するものをいいます。以下④において同じ。）の30%を超えることとなる投資の指図をしません。

② 投資する株式等の範囲

- A 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所金融商品市場または外国金融商品市場に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所金融商品市場または外国金融商品市場に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- B 前記Aの規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社はこれに投資することの指図ができるものとします。

③ 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

④ 投資信託証券への投資制限

A 委託会社は、信託財産に属するすべての投資信託証券（次の1および2に掲げるものを除きます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。

1. 取引所金融商品市場に上場され、かつ当該市場を通じて常時売却可能（市場急変等の特別な事情に

より一時的に流動性が低下している場合を除きます。）なもので、実際に当該市場を通じて取得したもの

2. 外国金融商品市場または外国の店頭市場に上場または登録され、かつ当該市場を通じて常時売却可能（市場急変等の特別な事情により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）なもので、実際に当該市場を通じて取得したもの

⑤ デリバティブ取引の運用指図・目的

A 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券（金融商品取引法第2条第1項に規定するものに限ります。）についての有価証券関連デリバティブ取引を行うことの指図をすることができます。

B 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動もしくは為替変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券関連デリバティブ取引以外のデリバティブ取引を行うことの指図をすることができます。

C 有価証券についての有価証券関連デリバティブ取引および有価証券関連デリバティブ取引以外のデリバティブ取引の利用は、ヘッジ目的に限定しません。

⑥ 有価証券の貸付の指図および範囲

A 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債について次の1および2の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

B 前記A1および2に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

C 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑦ 外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額について、当該外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約にかかる取引（金融商品取引法第2条第20項に定めるデリバティブ取引を除きます。）を行うことの指図をすることができます。

⑧ 有価証券の売却等の指図

委託会社は、信託財産に属する有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。

⑨ 再投資の指図

委託会社は、前記⑧の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金、株式の清算分配金、有価証券にかかる利金、株式の配当金その他の収入金を再投資することの指図ができます。

⑩ 受託会社による資金の立替え

A 信託財産に属する有価証券について、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

B 信託財産に属する有価証券にかかる償還金、株式の清算分配金、有価証券にかかる利金、株式の配当金その他の未収入金で、信託終了日までその金額を見積もり得るものがあるときは、受託会社がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

C 前記AおよびBの立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(ロ) 投資信託及び投資法人に関する法律ならびに金融商品取引業等に関する内閣府令には以下のような投資制限があります。（マザーファンドにも同様の投資制限があります。）

① 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、当該株式を当ファンドの投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはなりません。

- ② 委託会社は当ファンドの信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含む。）を行い、または継続することを受託会社に指図してはなりません。

3【投資リスク】

（1）リスク要因

当ファンドは、実質的に同一の運用の基本方針を有するマザーファンドの受益証券を主要投資対象として運用を行うため、以下に説明するような、マザーファンドのリスクと同等のものを伴います。以下のリスクおよび留意点に関する説明は特に記載のない限り、マザーファンドについてのものですが、当該リスクおよび留意点は結果的に当ファンドに影響を及ぼすものです。なお、以下の説明は、全てのリスクについて記載したものではなく、それ以外のリスクも存在することがあります。

マザーファンドは、主としてインドネシアの債券等を投資対象としますので、組入債券の価格の下落や、組入債券の発行体の財務状況の悪化や倒産等の影響により、その信託財産の価値が下落し、その結果当ファンドが損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。当ファンドに生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。当ファンドは預貯金と異なります。

① 信用リスク

債券の発行体の財務状況の悪化や倒産、所在する国家の政情不安等により、元本・利息の支払いが遅れたり、元本・利息が支払えない状態になった場合、またはそれが予想される場合には、当該債券の価格が変動・下落（価格がゼロになることもあります。）することがあります。また、格付機関*は、債券の発行体の信用力に変化があったと判断した場合、格付を変更することがあり、これによって当該債券の価格は変動・下落（価格がゼロになることもあります。）することがあります。

* 「格付機関」とは、債券の発行体の財政状況等を総合的に分析判断し格付けを付与する企業をいいます。スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービシズ、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク等の格付機関は、債券について、その元本・利息の支払いの確実性の度合いを一定の指標で表した、格付を付与します。

② 金利変動リスク

金利の変動が債券の価格に影響を及ぼします。一般に、金利が上昇した場合には、債券の価格が下落します。金利変動による債券の値動きの幅は、債券の残存期間、発行体、種類等に左右されます。

③ 為替変動リスク

マザーファンドは外貨建資産に投資しますが、マザーファンド、当ファンドともに円貨に対する為替ヘッジは行いません。このため、為替相場の変動により、マザーファンドの信託財産の価値および当ファンドの基準価額が変動します。

④ カントリーリスク

インドネシアには以下のようなリスクがあり、その影響を受けマザーファンドの信託財産の価値が変動・下落することがあります。

- ・ 先進国と比較して、一般的に政治、経済、社会情勢等が不安定・脆弱な面があり、これらに起因する諸問題が債券や通貨の価格に大きく影響する可能性があります。
- ・ 債券・通貨市場は、規模が小さく流動性が低いため、その結果債券・通貨の価格変動が大きくなる場合があります。
- ・ 先進国と比較して、有価証券が取引される市場、会計基準等に関する法規制の制度や社会基盤が未整備で、財務状況等の情報開示の基準や証券決済の仕組みが異なる場合があります。また、政府当局が様々な規制を一方的に導入することもあることから、予期しない運用上の制約を受けることがあります。
- ・ 税制は先進国と異なる面がある場合があります。また、税制が一方的に変更されたり、新たな税制が適用されたりすることもあります。

- ・ 税制に関する留意点

インドネシアの税制にしたがって、インドネシア国内で決済される債券取引による売却益（キャピタル・ゲイン）に対して課税されます。将来これらの税率や課税方法が変更された場合、または新たな税制が適用された場合には、マザーファンドの信託財産の価値に影響を与える可能性があります。

- ・ 保有有価証券の売却益に対するキャピタル・ゲイン課税のマザーファンドへの計上タイミングに関する留意点

キャピタル・ゲイン税は、保有有価証券の売却時に発生し、その課税額は期間按分等の調整を行うことなく税額が確定次第、速やかに全額がマザーファンドに費用計上されます。このため、マザーファンドで含み益を持つ有価証券を売却する毎に、信託財産の価値が下落する場合があります。

⑤ 流動性リスク

急激かつ大量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合には、注文が成立しないこと、売買が成立しても注文時に想定していた価格と大きく異なる状況に陥る可能性が高まります。その場合には、マザーファンドが保有する債券の価格の下落により、マザーファンドの信託財産の価値に影響を受けることがあります。

⑥ 仕組債のリスク

マザーファンドで投資する仕組債は、先物、オプション、スワップ取引等のデリバティブ商品を用いて、仕組債の発行体以外の発行体が発行した債券にかかる信用リスク、為替リスク、金利リスク等を当該債券に付与させたものです。マザーファンドが仕組債に投資した場合は、これらのリスクに加えて、当該債券の発行体自体の信用リスクも生じます。

⑦ デリバティブ商品のリスク

マザーファンドは、先物、オプション、スワップ、直物為替先渡（NDF）取引等のデリバティブ商品を用いる場合があります。デリバティブ商品は、その他の投資手段と比較して、金利、為替相場等の市場環境の変動に対してより大きく価格が変動するため、マザーファンドの信託財産の価値はデリバティブ商品を用いない場合と比べてより大きく変動する場合があります。ヘッジ目的でデリバティブ商品を利用した場合でも、意図した効果をもたらさず損失または収益機会の逸失の原因となる場合があります。デリバティブ商品の取引契約の相手に債務不履行が生じた場合は損失を生じる可能性があります。デリバティブ商品の種類によってはコストが発生しマザーファンドの収益をその分減少させることがあります。

デリバティブ商品を利用する際には、ブローカーに取引にかかる証拠金（現金または有価証券）を差し入れなければならないことがあります。そのような証拠金の保全にかかる制度は、ブローカーの所在国やデリバティブ商品の取引市場によって異なり、また個々のブローカーとの取引条件によって異なることもあります。その結果、証拠金を差し入れたブローカーに対する信用リスクが発生することがあり、当該ブローカーが倒産等の破綻状況に陥った場合は、証拠金の全額を失う可能性があります。

⑧ 投資方針の変更について

経済情勢や投資環境の変化、または投資効率の観点等から、投資対象または投資手法の変更を行う場合があります。また、運用委託先または運用再委託先を変更する場合があります。

⑨ 解約・追加による資金流出入に伴うリスクおよび留意点

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有有価証券を大量に売却することがあります。その際にマザーファンドの信託財産の価値が大きく変動する可能性があります。また、大量の資金の追加があった場合には、原則として、迅速に有価証券の組入れを行います。買付け予定銘柄によっては流動性等の観点から買付け終了までに時間がかかることもあります。さらに、マザーファンドを投資対象とする他の投資信託が設定されている場合には、当該投資信託の解約・追加により生じる同様の資金流出入に伴うリスクがあります。

⑩ 繰上げ償還等について

当ファンドは、信託期間中において、信託財産の純資産総額が20億円を下回ることとなった場合、委託会社が受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合には、信託期間の途中でであっても繰上げ償還することがあります。

また、投資環境の変化等により、委託会社が当ファンドの申込期間を更新しないことや申込みの受付を停止することがあります。この場合は新たに当ファンドを購入することはできなくなります。

⑪ 予測不可能な事態が起きた場合等について

その他予測不可能な事態（天変地異、クーデター等）が起きたとき等、市場が混乱することが考えられます。このような場合に、有価証券が取引される市場の取引停止等やむを得ない事情があるときは、一時的に当ファンドの受益権およびマザーファンドの受益証券が換金できないこともあります。また、これらの事情や有価証券の売買にかかる代金の受渡しに関する障害が起きた場合等には、当ファンドの受益権の換金代金の支払いが遅延することや、一時的に当ファンドおよびマザーファンドの運用方針に基づいた運用ができなくなるリスクがあります。

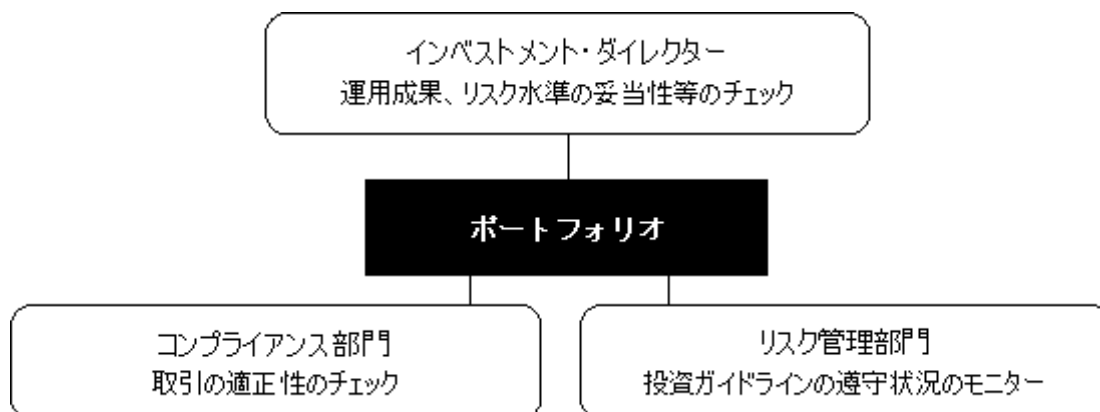
さらに、当ファンドおよびマザーファンドは、短期間に大量の解約があった場合等に、信託財産が十分な資産規模にならないことがあります。その場合、本書で説明する運用方針および投資態度に完全に合致した運用ができないおそれがあり、その結果当ファンドおよびマザーファンドの信託財産の価値が大きく変動したり、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣ることとなる可能性があります。

（２）投資リスクに関する管理体制

運用委託先におけるリスク管理

以下は、マザーファンドの運用委託先であるJ Pモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッドにおけるものです。

同社においては、運用部門から独立した以下の部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。当該リスク管理には、J Fアセット・マネジメント・リミテッドに再委託したアジア地域において取引される有価証券に関するものを含みます。



（平成25年6月末現在）

- ・ インベストメント・ダイレクターは、達成した運用成果やマザーファンドが取ったリスクが妥当な水準であるか、およびマザーファンドの運用がその投資目標にしたがっているかを定期的にチェックし、必要があれば是正を求めます。
- ・ コンプライアンス部門は、取引価格の妥当性、利益相反取引の有無等、有価証券等の取引が適正であるかのチェックを行います。
- ・ リスク管理部門は、投資ガイドライン^{*}の遵守状況を取引前・取引後においてモニターし、その結果必要があれば、マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーに対し、適切な対応を求める等、管理・監督を行います。また、有価証券等の取引の相手先である証券会社等のブローカーの信用リスクを管理し、特定のブローカーとの取引を制限する必要がある場合はその旨をトレーディング部門に指示します。

^{*} 「投資ガイドライン」とは、マザーファンドの投資範囲、投資制限等の詳細を定めた内部のガイドラインです。

為替ヘッジについてのリスク管理

マザーファンドにおいて、運用委託先が必要と判断した場合、外貨建資産について、その建値以外の通貨（円以外）に基づく為替リスクをヘッジするために、機動的に為替先物予約取引（直物為替先渡（N D F）取引を含みます。）を行うことがあります。そのヘッジ状況は、運用委託先のリスク管理部門によりモニターされます。

委託会社におけるリスク管理

委託会社のリスク管理部門では、投資ガイドラインの遵守状況を取引後においてモニターし、その結果必要があれば、マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーに対し、適切な対応を求める等、管理・監督を行います。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

- ① 発行価格に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、有価証券届出書提出日現在、販売会社における手数料率は、3.675%（税抜3.50%）が上限となっています。

申込手数料の詳細（具体的な手数料率、徴収時期、徴収方法）については、販売会社にお問い合わせください。

- ② 自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

販売会社に関しては、以下の照会先までお問い合わせください。

照会先：

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：03-6736-2350（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

HPアドレス：<http://www.jpmorganasset.co.jp>

当ファンドによるマザーファンドの受益証券の取得申込時に、申込手数料はかかりません。

（２）【換金（解約）手数料】

当ファンドの受益権の換金時に、換金手数料はかかりません。

当ファンドによるマザーファンドの受益証券の換金時に、換金手数料はかかりません。

（３）【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に対し年率1.512%（税抜1.44%）を乗じて得た額とします。

委託会社は、收受した信託報酬から販売会社に対し、委託会社が販売会社に委託した業務に対する報酬を支払います。その結果、実質的な信託報酬の配分は、次のとおりとなります。

信託報酬の配分 （純資産総額に対し）	委託会社	販売会社	受託会社
	年率0.735% （税抜0.70%）	年率0.735% （税抜0.70%）	年率0.042% （税抜0.04%）

委託会社の受ける報酬には、運用委託先への報酬（信託財産の純資産総額に対し年率0.35%）が含まれています。また、運用委託先への報酬には、運用再委託先への報酬（信託財産の純資産総額に対し年率0.0875%）が含まれています。

信託報酬は、毎日費用計上し、毎計算期間終了日および信託終了日の翌営業日に信託財産中から支弁されます。

マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりません。

（４）【その他の手数料等】

- 1 以下の費用等を信託財産で負担します。

- ① 有価証券取引、先物取引およびオプション取引にかかる費用（売買委託手数料）ならびに外国為替取引にかかる費用が実費でかかります。なお、手数料相当額が取引の価格に織り込まれていることがあります。

ます。

- ② 外貨建資産の保管費用が実費でかかります。
- ③ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に関する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および借入金の利息が実費でかかります。なお、インドネシアの税制にしたがって、インドネシア国内で決済される債券取引による売却益に対してキャピタル・ゲイン税が課されます。当該キャピタル・ゲイン税は、該当する債券取引（売却）の際に発生し、その課税額は期間按分等の調整を行うことなく税額が確定次第、速やかに全額が費用計上されます。
- ④ 仕組債に投資する場合、その発行体が発行に関連する費用を発行価格に転嫁している場合があります。この場合、当ファンドは間接的に当該費用を負担することとなります。
- ⑤ 投資信託もしくは外国投資信託の受益証券、投資証券、または外国投資証券（以下総称して「投資信託証券」といいます。）に投資する場合には、当該投資信託証券にかかる投資信託、外国投資信託、投資法人または外国投資法人内において発生する、以下のような費用が間接的に当ファンドの負担となります。
 - （a）運用報酬
 - （b）運用に付随して発生する費用
 - （c）法人の運営のための各種の費用（投資法人および外国投資法人のみ）投資信託証券の銘柄によってはこれら以外の費用がかかる場合があります。

マザーファンドにおいても、前記①から⑤までの費用等を負担します。

2 委託会社は、当ファンドの目論見書の印刷に要する実費相当額について、原則として、当ファンドの信託財産中から支弁を受けるものとします。（ただし、信託約款第36条第3項に規定する場合を除きます。）

委託会社は、当該実費相当額の支弁を、毎計算期間終了日および信託終了日の翌営業日以降、当ファンドの信託財産中から受けるものとします。当該実費相当額は、計算期間を通じて所定の額を毎日費用計上するものとします。（詳細については信託約款第36条第4項および第5項をご参照ください。）

前記1の費用等は、当ファンドおよびマザーファンドの運用状況、保有銘柄、投資比率等により変動し、事前に確定しておらず、また、銘柄ごとに種類、金額および算出方法が異なり、費用等の概要を適切に記載することが困難なことから、具体的な種類、金額および計算方法を記載していません。また、前記2の実費相当額は、実際にかかる費用が目論見書毎に異なることから、具体的に記載していません。前記1および2の費用等の合計額は、受益者が当ファンドの受益権を保有する期間その他の要因により変動し、表示することができないことから、記載していません。当該費用等は、認識された時点で、当ファンドおよびマザーファンドの計理基準にしたがい信託財産に計上されます。当該費用等は、当ファンドにおいて間接的にご負担いただきます。

3 監査費用を信託財産で負担します。

委託会社は、当ファンドの監査費用の支払いを信託財産のために行うことができます。この場合、委託会社が支払った実額に代えて、信託財産の純資産総額に年率0.021%（税抜0.02%）を乗じて得た額（ただし、年間315万円（税抜300万円）を上限とします。）を当該監査費用とみなし、委託会社は、そのみなし額の支弁を、毎計算期間終了日および信託終了日の翌営業日以降に、信託財産中から受けるものとします。委託会社が信託財産から支弁を受ける金額については、計算期間を通じて毎日費用計上するものとします。

（5）【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は平成25年7月末現在成立しているものです。

① 個別元本について

追加型の株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

＊ 「株式投資信託」とは、信託約款上において債券以外の組入れが可能な投資信託をいいます。当ファンドは、主に債券に投資するマザーファンドを主要投資対象としますが、信託約款上は債券以外の組入れが可能なため、課税上は株式投資信託の扱いとなります。（以下同じ。）

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一販売会社であっても、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合にはそれぞれ別個に、個別元本が計算される場合があります。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、後記の「②収益分配金の課税について」をご参照ください。）

② 収益分配金の課税について

追加型の株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。また、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

③ 法人、個人別の課税の取扱について

（a）個人の受益者に対する課税

（イ）収益分配金

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得となり、税率は10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%および地方税3%）^{*1}となります。なお、収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、源泉徴収による申告不要制度が適用されます。また、確定申告を行い、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

＊ 平成25年12月31日までの税率です。平成26年1月1日からは20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となる予定です。

（ロ）一部解約時・償還時

解約価額および償還価額から取得費^{*1}を控除した差益は譲渡所得等として、申告分離課税となり、確定申告を行うことが必要となります。税率は10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%および地方税3%）^{*2}となります。当該控除結果がマイナスの場合は「差損」となり、損益通算の対象となります。（損益通算については後記（ハ）損益通算についてをご参照ください。）

前記にかかわらず、販売会社において源泉徴収ありの特定口座をご利用の場合確定申告は不要となり、10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%および地方税3%）^{*2}の税率で源泉徴収されます。

＊1 「取得費」とは、個別元本に申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等を加算した額をいいます。

＊2 平成25年12月31日までの税率です。平成26年1月1日からは20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となる予定です。

（ハ）損益通算について

公募株式投資信託^{*1}（当ファンドを含みます。以下同じ。）の一部解約時、償還時および買取請求時の差損、ならびにその他の上場株式等^{*2}の譲渡損は、一定の条件の下で公募株式投資信託の一部解約時、償還時および買取請求時の差益ならびに収益分配金、ならびにその他の上場株式等の譲渡益およ

び配当金と損益通算が可能です。また、ある年における損益通算の結果、譲渡益等から控除しきれない損失がある場合は、その翌年以降3年間当該損失を繰越して、同様の損益通算において控除の対象とすることができます。損益通算の条件等については、税務専門家（税務署等）または販売会社にご確認ください。

※1 「公募株式投資信託」とは、不特定多数の投資者を対象に販売することを目的として設定され、信託約款上において債券以外の組入れが可能である投資信託をいいます。

※2 「上場株式等」とは、上場株式、上場特定株式投資信託（ETF）、上場特定不動産投資信託（REIT）および公募株式投資信託等をいいます。詳しくは税務専門家（税務署等）にお問い合わせください。

（二）少額投資非課税制度（愛称：「NISA（ニーサ）」）について

公募株式投資信託は平成26年1月1日以降、税法上の少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISA（ニーサ）をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに取得した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、その年の1月1日現在満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、NISA（ニーサ）をご利用の場合、非課税口座で生じた配当所得および譲渡所得を、非課税口座以外で生じた配当所得および譲渡所得と損益通算することはできません。詳しくは、販売会社にご確認ください。

（b）法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7.147%（所得税7%および復興特別所得税0.147%）*の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。また、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。益金不算入制度は適用されません。

* 平成25年12月31日までの税率です。平成26年1月1日からは15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）となる予定です。

※ 課税上の取扱いの詳細については、税務専門家（税務署等）に確認することをお勧めします。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

（平成25年7月10日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	34,390,597,694	100.01
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	△2,935,193	△0.01
合計(純資産総額)		34,387,662,501	100.00

（注）投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

親投資信託は、全て「JPMインドネシア債券マザーファンド（適格機関投資家専用）」です（以下同じ）。

（参考）JPMインドネシア債券マザーファンド（適格機関投資家専用）

（平成25年7月10日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率(%)
国債証券	インドネシア	30,758,476,084	89.44
社債券	イギリス	2,201,863,403	6.40
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	1,429,149,929	4.16
合計(純資産総額)		34,389,489,416	100.00

（注1）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（注2）上記の「国/地域」は、マザーファンドが保有する有価証券の発行地または上場取引所の国/地域を表しています。具体的な投資対象については、「第1ファンドの状況 1 ファンドの性格（1）ファンドの目的及び基本的性格（二）ファンドの特色」をご参照ください。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（平成25年7月10日現在）

順位	国／地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価 額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	JPMインドネシア債券マザーファ ンド（適格機関投資家専用）	29,438,963,957	1.2033	35,425,700,813	1.1682	34,390,597,694	100.01

（参考）J P Mインドネシア債券マザーファンド（適格機関投資家専用）

（平成25年7月10日現在）

順位	国／ 地域	投資国	種類	銘柄名	券面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	インド ネシア	インド ネシア	国債 証券	INDON 6.625% MAY33 FR65	1,094,397,000,000	0.97	10,645,186,466	0.84	9,254,002,152	6.625	2033/5/15	26.91
2	インド ネシア	インド ネシア	国債 証券	INDON 12.8% JUN21 FR34	452,104,000,000	1.45	6,594,589,884	1.31	5,963,817,794	12.8	2021/6/15	17.34
3	インド ネシア	インド ネシア	国債 証券	INDON 8.25% JUN32 FR58	404,000,000,000	1.15	4,666,806,000	0.99	4,033,439,040	8.25	2032/6/15	11.73
4	インド ネシア	インド ネシア	国債 証券	INDON 9.5% JUL31 FR54	202,000,000,000	1.28	2,605,313,988	1.11	2,248,329,084	9.5	2031/7/15	6.54
5	インド ネシア	インド ネシア	国債 証券	INDON 6.25% APR17 FR60	215,522,000,000	1.06	2,285,106,867	0.99	2,143,366,290	6.25	2017/4/15	6.23
6	インド ネシア	インド ネシア	国債 証券	INDON 5.25% MAY18 FR66	204,000,000,000	1.00	2,046,069,000	0.94	1,929,942,000	5.25	2018/5/15	5.61
7	インド ネシア	インド ネシア	国債 証券	INDON 9.5% JUN15 FR27	147,500,000,000	1.11	1,638,009,330	1.06	1,570,803,315	9.5	2015/6/15	4.57
8	インド ネシア	インド ネシア	国債 証券	INDON 11.25% MAY14 FR51	142,000,000,000	1.08	1,535,448,840	1.05	1,503,294,360	11.25	2014/5/15	4.37
9	インド ネシア	インド ネシア	国債 証券	INDON 6.125% MAY28 FR64	172,024,000,000	0.95	1,650,333,174	0.83	1,436,176,768	6.125	2028/5/15	4.18
10	イギリ ス	インド ネシア	社債 券	STCH 11.5% IDR SEP19 CLN	100,000,000,000	1.35	1,359,762,000	1.26	1,260,975,000	11.5	2019/9/17	3.67
11	インド ネシア	インド ネシア	国債 証券	INDON 5.625% MAY23 FR63	78,000,000,000	0.92	718,824,600	0.86	675,305,280	5.625	2023/5/15	1.96
12	イギリ ス	インド ネシア	社債 券	STCH 10.5% IDR AUG30 CLN	50,000,000,000	1.43	715,224,000	1.25	625,972,980	10.5	2030/8/15	1.82
13	イギリ ス	インド ネシア	社債 券	DB 12.8% IDR JUN21 CLN	23,700,000,000	1.52	362,474,625	1.32	314,915,423	12.8	2021/6/17	0.92

（注）上記の「国/地域」は、マザーファンドが保有する有価証券の発行地または上場取引所の国/地域を表しています。なお、「投資国」は、「第1ファンドの状況 1 ファンドの性格（1）ファンドの目的及び基本的性格（二）ファンドの特色」の記載に基づき、どこの国への投資であるかを委託会社が分類し、記載したものです。そのため、有価証券の発行地と実質的な事業活動が行われている地域が異なる場合等には、上記の「国/地域」と「投資国」における国/地域名が異なる場合があります。

種類別投資比率

（平成25年7月10日現在）

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.01

（参考）J P Mインドネシア債券マザーファンド（適格機関投資家専用）

（平成25年7月10日現在）

種類	投資比率（％）
国債証券	89.44
社債券	6.40

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

平成25年7月10日および同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
第1特定期間末	(平成24年12月6日)	4,021	4,036	1.1025	1.1065
第2特定期間末	(平成25年6月6日)	36,580	36,718	1.0642	1.0682
	平成24年7月末日	1,221	—	1.0314	—
	平成24年8月末日	2,043	—	1.0076	—
	平成24年9月末日	2,344	—	1.0119	—
	平成24年10月末日	3,101	—	1.0440	—
	平成24年11月末日	3,869	—	1.0921	—
	平成24年12月末日	4,801	—	1.1443	—
	平成25年1月末日	10,048	—	1.1059	—
	平成25年2月末日	17,851	—	1.1385	—
	平成25年3月末日	24,715	—	1.1417	—
	平成25年4月末日	31,308	—	1.1034	—
	平成25年5月末日	36,943	—	1.0987	—
	平成25年6月末日	34,745	—	0.9785	—
	平成25年7月10日	34,387	—	0.9572	—

（注）純資産総額（分配付）および1口当たり純資産額（分配付）は特定期間末日のものです。

②【分配の推移】

期	1口当たり分配金（円）
第1特定期間	0.0240
第2特定期間	0.1760

③【収益率の推移】

期	収益率（％）
第1特定期間	12.65
第2特定期間	12.49

（注）収益率とは特定期間末の基準価額（分配落）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落）（以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額に特定期間中の分配金累計額を加算して得た額を前特定期間末基準価額で除したものです。

（４）【設定及び解約の実績】

下記特定期間中の設定および解約の実績ならびに当該特定期間末の残存口数は次の通りです。

期	設定口数（口）	解約口数（口）	残存口数（口）
第1特定期間	4,371,423,261	723,406,702	3,648,016,559
第2特定期間	34,483,921,708	3,759,456,074	34,372,482,193

（注1）第1特定期間の設定口数には、当初申込期間中の設定口数を含みます。

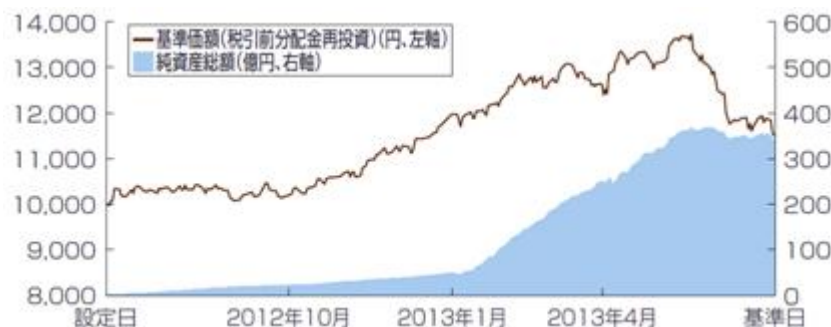
（注2）設定口数、解約口数は、全て本邦内におけるものです。

<参考情報>

最新の運用実績は、委託会社ホームページ（<http://www.jpmorganasset.co.jp>）、または販売会社でご確認いただけます。
過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準日	2013年7月10日	設定日	2012年6月18日
純資産総額	343億円	決算回数	年12回

基準価額・純資産の推移



分配の推移

期	年月	円
9期	2013年3月	40
10期	2013年4月	800
11期	2013年5月	40
12期	2013年6月	40
13期	2013年7月	40
	設定来累計	2,040

*分配金は税引前1万口当たりの金額です。

*基準価額（税引前分配金再投資）は、収益分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして算出した価額です。

*基準価額（税引前分配金再投資）は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

通貨別構成状況

通貨	投資比率※1
インドネシアルピア	95.8%

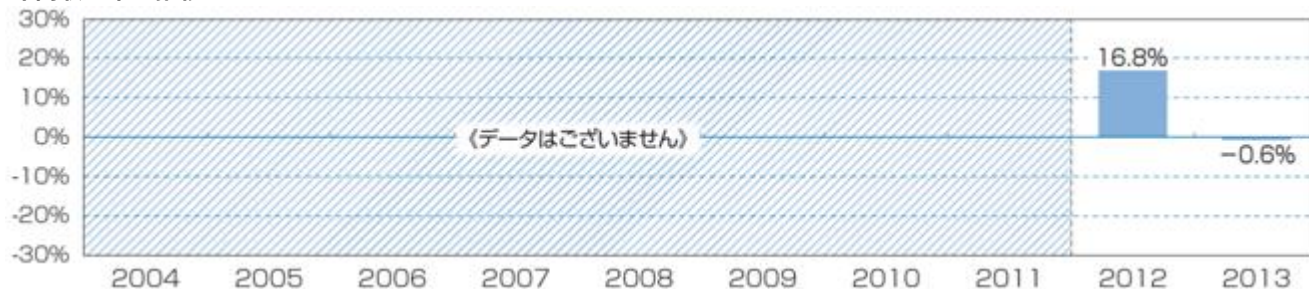
種類別構成状況

種類	投資比率※1
国債証券	89.4%
社債券	6.4%

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	クーポン（%）	償還日	投資国※2	通貨	投資比率※1
1	インドネシア国債	国債証券	6.625	2033/5/15	インドネシア	インドネシアルピア	26.9%
2	インドネシア国債	国債証券	12.800	2021/6/15	インドネシア	インドネシアルピア	17.3%
3	インドネシア国債	国債証券	8.250	2032/6/15	インドネシア	インドネシアルピア	11.7%
4	インドネシア国債	国債証券	9.500	2031/7/15	インドネシア	インドネシアルピア	6.5%
5	インドネシア国債	国債証券	6.250	2017/4/15	インドネシア	インドネシアルピア	6.2%
6	インドネシア国債	国債証券	5.250	2018/5/15	インドネシア	インドネシアルピア	5.6%
7	インドネシア国債	国債証券	9.500	2015/6/15	インドネシア	インドネシアルピア	4.6%
8	インドネシア国債	国債証券	11.250	2014/5/15	インドネシア	インドネシアルピア	4.4%
9	インドネシア国債	国債証券	6.125	2028/5/15	インドネシア	インドネシアルピア	4.2%
10	インドネシア国債（CLN）	社債券	11.500	2019/9/17	インドネシア	インドネシアルピア	3.7%

年間収益率の推移



*年間収益率（%）＝{（年末営業日の基準価額＋その年に支払われた収益分配金（税引前））÷前年末営業日の基準価額－1}×100

*2012年の年間収益率は設定日から年末営業日、2013年の年間収益率は前年末営業日から2013年7月10日までのものです。

*ベンチマークは設定していません。

*クレジット・リンク債（CLN）は、信用リスクを別の債券の信用に結びつけた債券をいいます。

*当ページにおける「ファンド」は、JPMインドネシア債券ファンド（毎月決算型）です。

運用実績において、金額は表示単位以下を切捨て、投資比率および収益率は表示単位以下を四捨五入して記載しています。

※1 ファンドはマザーファンドを通じて投資を行うため、マザーファンドの投資銘柄をファンドが直接保有しているものとみなし、ファンドの純資産総額に対する投資比率として計算しています。

※2 「投資国」は、「第1ファンドの状況 1ファンドの性格（1）ファンドの目的及び基本的性格（2）ファンドの特色」の記載に基づき、どこの国への投資であるかを委託会社が分類し、記載したものです。なお、クレジット・リンク債は連動先債券の国情報に基づき分類しています。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

① 申込方法

申込期間中の毎営業日に販売会社において、販売会社所定の方法で当ファンドの受益権の取得申込みの受付が行われます。

ただし、英国ロンドンの銀行またはインドネシアの銀行もしくは証券取引所のいずれかの休業日には、取得申込みの受付は行いません。

取得申込みの受付を行わない日（申込受付中止日）については、販売会社にお問い合わせください。

② 申込価格

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

取得申込みには申込手数料を要します。

③ 申込単位

販売会社が定める単位とします。

ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、1円以上1円単位とします。

④ 受渡方法

（a）取得申込代金の支払いについて

投資者は、申込みの販売会社が定める日までに取得申込代金を当該販売会社に支払うものとします。

（b）受益権の引渡しについて

当ファンドの受益権は振替受益権のため、申込みの販売会社が、取得申込代金の支払いと引き換えに振替機関等の口座に投資者にかかる受益権口数の増加を記載または記録することにより、受益権の引渡しが行われます。当該口座は、当該投資者が販売会社に取得申込みと同時にまたはあらかじめ申し出た口座とします。なお、委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

⑤ 受付時間

原則として午後3時までとします。ただし、販売会社によっては受付時間が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

⑥ 申込みの中止

有価証券が取引される市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情により、基準価額が確定できない事情があるときは、取得申込みの受付が中止される場合があります。その場合には、投資者は当該受付中止以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。ただし、投資者がその取得申込みを撤回しない場合には、その取得申込みは当該事情が解消した後の最初の基準価額の計算日にその取得申込みを受け付けたものとして取扱うこととします。

⑦ 申込取扱場所

申込期間中、販売会社において申込みを取扱います。

販売会社に関しては、以下の照会先までお問い合わせください。

照会先：

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：03-6736-2350（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

HPアドレス：<http://www.jpmorganasset.co.jp>

2【換金（解約）手続等】

① 換金方法

原則として毎営業日に販売会社にて解約請求により受け付けます。

ただし、英国ロンドンの銀行またはインドネシアの銀行もしくは証券取引所のいずれかの休業日には、換金申込みの受付は行いません。

換金申込みの受付を行わない日（申込受付中止日）については、販売会社にお問い合わせください。

② 換金価格

換金申込日の翌営業日の基準価額とします。

（課税については、「第1ファンドの状況 4手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」をご参照ください。）

換金価格は、毎営業日に計算され、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

販売会社に関しては、前記「1 申込（販売）手続等 ⑦申込取扱場所」の照会先までお問い合わせください。

換金時に手数料はかかりません。

③ 換金単位

販売会社が定める単位とします。

④ 受渡方法

（a）換金代金の支払いについて

原則として換金申込日から起算して5営業日目から、販売会社の本・支店等において支払います。

（b）受益権の引渡しについて

当ファンドの受益権は振替受益権のため、換金申込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の申込みにかかる当ファンドの一部解約の通知を委託会社が行うのと引き換えに、販売会社を通じて当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少を記載または記録することにより、受益権の引渡しが行われます。なお、換金申込みは振替受益権をもって行うものとし、

⑤ 受付時間

原則として午後3時までとします。ただし、販売会社によっては受付時間が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

⑥ 換金の中止

有価証券が取引される市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情により、基準価額が確定できない事情があるときは、換金申込みの受付が中止される場合があります。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金申込みを撤回しない場合には、その換金申込みは当該事情が解消した後の最初の基準価額の計算日にその換金申込みを受け付けたものとして取扱うこととします。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

受益権1口当たりの純資産価額（基準価額）は、原則として各営業日に委託会社が計算します。受益権1口当たりの純資産価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、外国為替予約の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

受益権1万口当たりの基準価額は、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、受益権1万口当たりの基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

販売会社に関しては、以下の照会先までお問い合わせください。

照会先：

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：03-6736-2350（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

HPアドレス：<http://www.jpmorganasset.co.jp>

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

平成24年6月18日から平成34年6月6日（休業日の場合は翌営業日）までです。

ただし、後記「（5）その他 ①信託の終了等」に記載する特定の場合には、信託期間満了前に信託は終了します。

なお、委託会社は、信託期間満了前に信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託約款を変更し、信託期間を延長することができます。

（4）【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎月7日から翌月6日までとします。

ただし、計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、計算期間終了日を「決算日」ということがあり、前記より当ファンドの決算日は原則として毎月6日（該当日が休業日の場合は翌営業日）となります。

（5）【その他】

① 信託の終了等（詳しくは、信託約款をご参照ください。）

（a）信託契約の解約

a. 委託会社は、当ファンドの純資産総額が20億円を下回ることとなった場合、当ファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

b. 委託会社は、前記a. の場合において、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合委託会社は、あらかじめ書面決議の日、信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

c. 前記b. の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下c. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみな

します。

d. 前記b. の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

e. 前記b. からd. までの規定は、前記a. において委託会社が当ファンドの信託契約の解約をしようとする場合において、当該解約につき、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記b. からd. までに規定する当ファンドの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

(b) 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。また、委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、後記「②信託約款の変更等」の規定にしたがいます。

(c) 委託会社の登録取消に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後記「②信託約款の変更等」での書面決議で否決された場合を除き、当ファンドはその委託会社と受託会社との間において存続します。

(d) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業は承継されることがあります。

(e) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「②信託約款の変更等」の規定にしたがうとともに、新受託会社を選任します。ただし、委託会社は、新受託会社を選任できないときは、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、受益者は、前記の手続による場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

② 信託約款の変更等（詳しくは、信託約款をご参照ください。）

(a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他の投資信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は②に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

(b) 委託会社は、前記（a）の場合（信託約款の変更にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）において、書面決議を行います。この場合委託会社は、あらかじめ書面決議の日、重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

(c) 前記（b）の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下（c）において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- (d) 前記 (b) の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (e) 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (f) 前記 (b) から (e) までの規定は、前記 (a) において委託会社が重大な約款の変更等をしようとする場合において、当該重大な約款の変更等につき、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (g) 前記 (a) から (f) までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

③ 運用報告書

委託会社は、当ファンドについて、6月、12月の計算期間終了日毎および償還時に、運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況等を記載した運用報告書を作成し、知っている受益者に対して販売会社を通して交付します。

④ 関係会社との契約の更新等に関する手続について

- (a) 委託会社と販売会社との間の募集等の取扱い等に関する契約において、有効期間満了の3ヵ月前までに、当事者のいずれからも何らの意思表示がないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とするとされています。委託会社と販売会社との間の当該契約は、かかる規定にしたがって自動更新され、現在に至っています。当ファンドの受益権の募集等の取扱い等も当該契約に基づいています。
- (b) 委託会社と運用委託先との間の投資運用の委託に関する契約には期限の定めはありません。
- (c) 運用委託先と運用再委託先との間の投資運用の委託に関する契約には期限の定めはありません。

⑤ 委託会社が行う公告

委託会社が当ファンドについて行う公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1) 収益分配金の請求権

受益者は、当ファンドにかかる収益の分配を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として毎計算期間終了日から起算して5営業日目）までに、毎計算期間終了日において振替機関等の口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。）に支払いを開始します。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付され、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の支払いは、販売会社において行うものとします。

収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（２）償還金の請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して 5 営業日目）までに、信託終了日において振替機関等の口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払いを開始します。当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの償還の通知をするのと引き換えに、販売会社を通じて当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金の支払いは、販売会社において行うものとします。

受益者が、償還金について前記の支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

（３）受益権の一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に一部解約を請求する権利を有します。

（４）反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前述の「３ 資産管理等の概要（５）その他 ①信託の終了等」または「②信託約款の変更等」に規定する書面に付記します。

（５）帳簿の閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

なお、当ファンドの第1特定期間は信託約款第34条により、平成24年6月18日から平成24年12月6日までとしております。

3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2特定期間（平成24年12月7日から平成25年6月6日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

【JPMインドネシア債券ファンド（毎月決算型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (平成24年12月6日現在)	当期 (平成25年6月6日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	4,041,016,904	36,762,851,392
未収入金	68,617,782	107,825,293
流動資産合計	4,109,634,686	36,870,676,685
資産合計	4,109,634,686	36,870,676,685
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	14,592,066	137,489,928
未払解約金	68,617,782	107,825,293
未払受託者報酬	125,139	1,238,458
未払委託者報酬	4,379,837	43,345,939
その他未払費用	62,559	262,500
流動負債合計	87,777,383	290,162,118
負債合計	87,777,383	290,162,118
純資産の部		
元本等		
元本	※1 3,648,016,559	※1 34,372,482,193
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	373,840,744	2,208,032,374
（分配準備積立金）	244,168,651	166,077,761
元本等合計	4,021,857,303	36,580,514,567
純資産合計	4,021,857,303	36,580,514,567
負債純資産合計	4,109,634,686	36,870,676,685

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 (自 平成24年 6 月18日 至 平成24年12月 6 日)	当期 (自 平成24年12月 7 日 至 平成25年 6 月 6 日)
営業収益		
有価証券売買等損益	335,904,203	601,546,831
営業収益合計	335,904,203	601,546,831
営業費用		
受託者報酬	412,858	4,011,464
委託者報酬	※1 14,450,042	※1 140,401,105
その他費用	206,637	1,249,891
営業費用合計	15,069,537	145,662,460
営業利益	320,834,666	455,884,371
経常利益	320,834,666	455,884,371
当期純利益	320,834,666	455,884,371
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	14,711,901	66,081,365
期首剰余金又は期首欠損金（△）	—	373,840,744
剰余金増加額又は欠損金減少額	156,743,924	4,381,962,435
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	156,743,924	4,381,962,435
剰余金減少額又は欠損金増加額	23,770,177	414,125,030
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	23,770,177	414,125,030
分配金	※2 65,255,768	※2 2,523,448,781
期末剰余金又は期末欠損金（△）	373,840,744	2,208,032,374

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	当財務諸表対象期間
有価証券の評価基準 および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 (平成24年12月6日現在)	当期 (平成25年6月6日現在)
※1 信託財産に係る期首元本額、期中追加 設定元本額および期中解約元本額		
期首元本額	462,765,397円	3,648,016,559円
期中追加設定元本額	3,908,657,864円	34,483,921,708円
期中一部解約元本額	723,406,702円	3,759,456,074円
特定期間末日における受益権の総数	3,648,016,559口	34,372,482,193口
1口当たりの純資産額	1.1025円	1.0642円
(1万口当たりの純資産額)	(11,025円)	(10,642円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	前期 (自 平成24年6月18日 至 平成24年12月6日)	当期 (自 平成24年12月7日 至 平成25年6月6日)
※1 信託財産の運用の指図に関する権限の 全部または一部を委託するために要す る費用として委託者報酬の中から支弁 している額	純資産総額に年率0.35%を 乗じて得た額	同左
※2 分配金の計算過程	(自 平成24年6月18日 至 平成24年7月6日)	(自 平成24年12月7日 至 平成25年1月7日)
費用控除後の配当等収益額	1,072,276円	32,821,522円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価 証券売買等損益額	19,439,163円	241,032,368円
収益調整金額	3,887,467円	255,162,858円
分配準備積立金額	－円	216,878,508円
当ファンドの分配対象収益額	24,398,906円	745,895,256円
当ファンドの期末残存口数	606,323,407口	4,408,477,043口
1万口当たり収益分配対象額	402.40円	1,691.95円
1万口当たり分配金額	－円	800.00円
収益分配金金額	－円	352,678,163円
	(自 平成24年7月7日 至 平成24年8月6日)	(自 平成25年1月8日 至 平成25年2月6日)
費用控除後の配当等収益額	2,481,772円	28,462,305円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価 証券売買等損益額	－円	479,526,961円
収益調整金額	26,714,302円	879,709,179円
分配準備積立金額	20,408,426円	132,095,569円
当ファンドの分配対象収益額	49,604,500円	1,519,794,014円
当ファンドの期末残存口数	1,340,580,313口	10,507,799,578口

1万口当たり収益分配対象額	370.02円	1,446.34円
1万口当たり分配金額	－円	40.00円
収益分配金金額	－円	42,031,198円
	(自 平成24年 8 月 7 日 至 平成24年 9 月 6 日)	(自 平成25年 2 月 7 日 至 平成25年 3 月 6 日)
費用控除後の配当等収益額	3,639,312円	72,110,062円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	31,186,731円
収益調整金額	60,786,658円	1,858,215,036円
分配準備積立金額	19,774,737円	586,514,006円
当ファンドの分配対象収益額	84,200,707円	2,548,025,835円
当ファンドの期末残存口数	2,119,377,739口	16,974,656,295口
1万口当たり収益分配対象額	397.28円	1,501.07円
1万口当たり分配金額	40.00円	40.00円
収益分配金金額	8,477,510円	67,898,625円
	(自 平成24年 9 月 7 日 至 平成24年10月 9 日)	(自 平成25年 3 月 7 日 至 平成25年 4 月 8 日)
費用控除後の配当等収益額	7,351,785円	144,403,495円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	303,415,823円
収益調整金額	75,829,351円	2,762,975,315円
分配準備積立金額	13,971,974円	601,756,106円
当ファンドの分配対象収益額	97,153,110円	3,812,550,739円
当ファンドの期末残存口数	2,479,068,610口	22,566,821,928口
1万口当たり収益分配対象額	391.89円	1,689.44円
1万口当たり分配金額	120.00円	800.00円
収益分配金金額	29,748,823円	1,805,345,754円
	(自 平成24年10月10日 至 平成24年11月 6 日)	(自 平成25年 4 月 9 日 至 平成25年 5 月 7 日)
費用控除後の配当等収益額	10,377,821円	99,254,291円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	52,794,647円	225,423,263円
収益調整金額	86,076,987円	2,795,134,361円
分配準備積立金額	3,733円	58,237円
当ファンドの分配対象収益額	149,253,188円	3,119,870,152円
当ファンドの期末残存口数	3,109,342,332口	29,501,278,359口
1万口当たり収益分配対象額	480.01円	1,057.53円
1万口当たり分配金額	40.00円	40.00円
収益分配金金額	12,437,369円	118,005,113円
	(自 平成24年11月 7 日 至 平成24年12月 6 日)	(自 平成25年 5 月 8 日 至 平成25年 6 月 6 日)
費用控除後の配当等収益額	14,521,968円	104,761,558円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	197,631,582円	－円
収益調整金額	129,672,093円	2,581,061,205円
分配準備積立金額	46,607,167円	198,806,131円
当ファンドの分配対象収益額	388,432,810円	2,884,628,894円
当ファンドの期末残存口数	3,648,016,559口	34,372,482,193口

1万口当たり収益分配対象額	1,064.77円	839.22円
1万口当たり分配金額	40.00円	40.00円
収益分配金金額	14,592,066円	137,489,928円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する注記

	当財務諸表対象期間
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容およびそのリスク	当ファンドが保有した主な金融商品は、以下に記載される親投資信託受益証券であります。 JPMインドネシア債券マザーファンド（適格機関投資家専用） 親投資信託の受益証券を主要投資対象として運用を行うため、親投資信託受益証券と同様のリスクを伴います。親投資信託受益証券には、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性のリスクがあります。当該リスクは結果的に当ファンドに影響を及ぼします。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドで投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 (1)運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、パフォーマンス評価担当部署から報告を受け、運用成果（パフォーマンス）のモニターおよびリスク指標やリスク水準のチェックを行い、必要があれば是正を求めます。更に、投資制限の管理を行います。 (2)リスク管理部門は、投資制限遵守状況の管理等、運用状況の管理・監督を行っています。

II 金融商品の時価等に関する事項

	各特定期間末
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 (平成24年12月6日現在)	当期 (平成25年6月6日現在)
	最終計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）	最終計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	218,549,005	△1,196,603,500
合計	218,549,005	△1,196,603,500

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表（平成25年6月6日現在）

(イ) 株式

該当事項はありません。

(ロ) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託 受益証券	日本円	J P Mインドネシア債券マザーファンド (適格機関投資家専用)	28,458,624,704	36,762,851,392	
合計			28,458,624,704	36,762,851,392	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「JPMインドネシア債券マザーファンド（適格機関投資家専用）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、全て同親投資信託の受益証券であります。

尚、同親投資信託の状況は以下の通りであります。

「JPMインドネシア債券マザーファンド（適格機関投資家専用）」の状況

尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

（単位：円）

区分	注記 番号	（平成24年12月6日現在）	（平成25年6月6日現在）
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		12,648,446	79,574,439
コール・ローン		310,301,168	2,821,667,710
国債証券		3,368,363,557	30,967,163,178
社債券		324,852,345	2,437,460,625
未収利息		45,427,446	330,576,500
前払費用		48,084,669	233,584,181
流動資産合計		4,109,677,631	36,870,026,633
資産合計		4,109,677,631	36,870,026,633
負債の部			
流動負債			
未払解約金		68,617,782	107,825,293
流動負債合計		68,617,782	107,825,293
負債合計		68,617,782	107,825,293
純資産の部			
元本等			
元本	※ 1	3,556,294,028	28,458,624,704
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		484,765,821	8,303,576,636
元本等合計		4,041,059,849	36,762,201,340
純資産合計		4,041,059,849	36,762,201,340
負債純資産合計		4,109,677,631	36,870,026,633

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	当財務諸表対象期間
1. 有価証券の評価基準および評価方法	国債証券および社債券 個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準および評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。ただし、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定および外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	（平成24年12月6日現在）	（平成25年6月6日現在）
※1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額、期中追加設定元本額および期中解約元本額		
期首元本額	462,765,397円	3,556,294,028円
期中追加設定元本額	3,865,879,676円	30,104,402,172円
期中解約元本額	772,351,045円	5,202,071,496円
本報告書における開示対象ファンドの期末における元本の内訳（注）		
JPMインドネシア債券ファンド（毎月決算型）	3,556,294,028円	28,458,624,704円
合 計	3,556,294,028円	28,458,624,704円
本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における受益権の総数	3,556,294,028口	28,458,624,704口
1口当たりの純資産額 （1万口当たりの純資産額）	1.1363円 (11,363円)	1.2918円 (12,918円)

（注）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する注記

	当財務諸表対象期間
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容およびそのリスク	当ファンドが保有した主な金融商品は、国債証券、社債券およびデリバティブ取引であり、当ファンドで利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引であります。当ファンドが保有した金融商品およびデリバティブ取引には、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性のリスクがあります。 なお、デリバティブ取引は、通貨関連では信託財産の効率的な運用に資する目的として利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドは運用を外部委託しておりますが、投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 (1)運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターおよび外部委託先において運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、パフォーマンス評価担当部署から報告を受け、運用成果（パフォーマンス）のモニターを行います。さらに外部委託先のインベストメント・ダイレクターは、リスク指標やリスク水準のチェックを行い、必要があれば是正を求めます。 (2)リスク管理部門は、投資制限遵守状況の管理等、運用状況の管理・監督を行っています。 (3)運用商品部門は外部委託先のリスク管理体制に変更がないか継続的にモニタリングします。運用商品部門の部長はその結果をリスク・コミッティーに報告し、当該報告内容に問題点があった際には、必要に応じてリスク・コミッティーより勧告を受けます。また運用商品部門の部長は、委託先の業務遂行能力に問題があると判断した場合は、業務改善指導、委託解消等の対応策を実施します。

II 金融商品の時価等に関する事項

	各期末
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。一部の債券時価に関しては合理的に算定された価額を採用する場合があります。合理的に算定された価額は発行体の格付けや債券の償還年限を基にした国債に対する上乗せ金利、取引業者からの提示価格、流動性、将来発生しうるキャッシュフロー、その他個々の債券の特性等を考慮して価格提供会社が算出した価格を利用しております。 (2)有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(平成24年12月6日現在)	(平成25年6月6日現在)
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	102,205,208	△1,782,430,595
社債券	12,641,760	△157,009,546
合計	114,846,968	△1,939,440,141

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表（平成25年6月6日現在）

(イ) 株式

該当事項はありません。

(ロ) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
国債証券	インドネシアルピア	INDON 11.25% MAY14 FR51		142,000,000,000.00	150,534,200,000.00	
		INDON 12.8% JUN21 FR34		428,000,000,000.00	612,361,000,000.00	
		INDON 5.25% MAY18 FR66		130,000,000,000.00	129,740,000,000.00	
		INDON 6.125% MAY28 FR64		134,100,000,000.00	126,054,000,000.00	

		INDON 6.25% APR17 FR60		181,000,000,000.00	188,040,900,000.00	
		INDON 6.625% MAY33 FR65		997,000,000,000.00	955,724,200,000.00	
		INDON 8.25% JUN32 FR58		404,000,000,000.00	457,530,000,000.00	
		INDON 9.5% JUL31 FR54		202,000,000,000.00	255,422,940,000.00	
		INDON 9.5% JUN15 FR27		147,500,000,000.00	160,589,150,000.00	
	計	銘柄数：	9	2,765,600,000,000.00	3,035,996,390,000.00	
					(30,967,163,178)	
		組入時価比率：	84.2%		92.7%	
	小計				30,967,163,178	
					(30,967,163,178)	
社債券	インドネシアルピア	DB 12.8% IDR JUN21 CLN		23,700,000,000.00	35,536,728,000.00	
		STCH 10.5% IDR AUG30 CLN		50,000,000,000.00	70,120,000,000.00	
		STCH 11.5% IDR SEP19 CLN		100,000,000,000.00	133,310,000,000.00	
	計	銘柄数：	3	173,700,000,000.00	238,966,728,000.00	
					(2,437,460,625)	
		組入時価比率：	6.6%		7.3%	
	小計				2,437,460,625	
					(2,437,460,625)	
	合計				33,404,623,803	
					(33,404,623,803)	

(注) 各通貨計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注) 小計・合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各通貨計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（平成25年7月10日現在）

種類	金額	単位
I 資産総額	34,411,687,162	円
II 負債総額	24,024,661	円
III 純資産総額(I－II)	34,387,662,501	円
IV 発行済口数	35,926,913,951	口
V 1口当たり純資産額(III／IV)	0.9572	円

（参考）JPMインドネシア債券マザーファンド（適格機関投資家専用）

（平成25年7月10日現在）

種類	金額	単位
I 資産総額	34,410,578,884	円
II 負債総額	21,089,468	円
III 純資産総額(I－II)	34,389,489,416	円
IV 発行済口数	29,438,963,957	口
V 1口当たり純資産額(III／IV)	1.1682	円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 名義書換

当ファンドの受益権は、社振法に定める振替投資信託受益権の形態で発行されますので、名義書換手続はありませんが、その譲渡は以下の手続により行われます。

- （1）受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- （2）前記（1）の申請があった場合には、前記（1）の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記（1）の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- （3）前記（1）の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

2 受益者に対する特典

ありません。

3 受益証券の譲渡制限の内容

当ファンドの受益権には、譲渡制限はありません。なお、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

4 その他内国投資信託受益証券事務の概要

（１）受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（２）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

（３）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

① 資本金の額（平成25年7月末現在）

資本金の額	2,218百万円
会社が発行する株式の総数	70,000株
発行済株式総数	56,265株

② 会社の意思決定機構

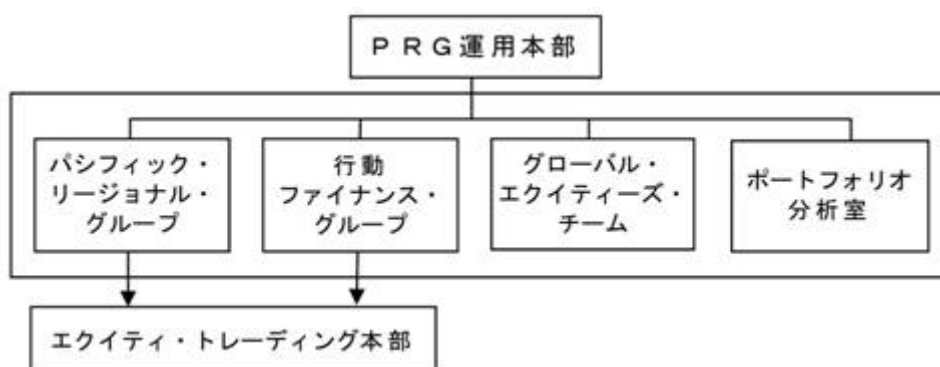
取締役会は、会社の業務執行上重要な事項を決定し、その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行われます。

取締役は、株主総会において選任され、任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとします。

また、リスク管理上の重要な事項（法令上取締役会の決議事項とされているものを除きます。）を決議または審議することについて、取締役会の委嘱を受けた機関として、リスク・コミッティーを設置しています。

③ 投資運用の意思決定機構

（イ）PRG運用本部



（a）PRG運用本部は、PRG株式運用戦略^{*}、行動ファイナンス株式運用戦略^{*}またはMDPコクサイ株式運用戦略^{*}に基づいた運用を行います。

^{*} 「PRG株式運用戦略」は、企業取材を基本とする徹底的なボトムアップ・アプローチによる調査・分析を行い、企業の成長力に比べて株価が割安な銘柄に投資することにより、超過収益の獲得を目指す運用を行います。

「行動ファイナンス株式運用戦略」は、「人間の心理」が引き起こす「株の売られ過ぎ」、「過小評価」等の非効率性を捉え、超過収益の獲得を目指す運用を行います。

「MDPコクサイ株式運用戦略」は、世界各地（現地）のベスト・アイディアを基に、アナリストによるグローバル（地域横断的）な業種分析を加え、最終的にポートフォリオ・マネジャーの判断で運用を行います。

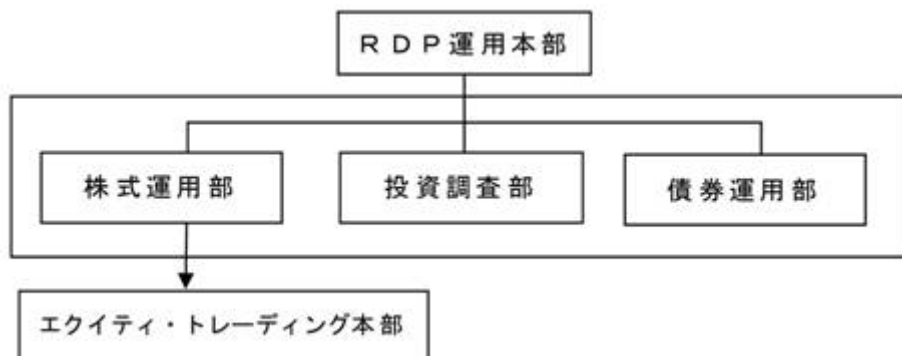
（b）PRG運用本部では、運用業務遂行上必要と認められる諸会議を開催します。各会議にて、PRG株式運用戦略、行動ファイナンス株式運用戦略またはMDPコクサイ株式運用戦略に基づいた国内外の株式、その他資産の運用戦略の方向性を決定します。

（c）パシフィック・リージョナル・グループは、「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループの海外拠点からの情報を参考に、PRG株式運用戦略に基づき国内株式およびアジア株式の運用戦略の方向性を決定し、その内容を自らの投資判断に利用します。また、同グループが行う国内株式およびアジア株式の運用や海外関係会社に運用を委託しているPRG株式運用戦略によ

る外国株式の運用等について、関係各部署と連携し、顧客、投資家、販売会社およびコンサルタント会社への商品内容説明、販売支援、新商品の企画立案等に関する事項を行います。

- (d) 行動ファイナンス・グループは、行動ファイナンス株式運用戦略に基づき主に国内外の株式の運用戦略の方向性を決定し、その内容を自らの投資判断に利用します。また、同グループが行う国内外の株式の運用について、関係各部署と連携し、顧客、投資家、販売会社およびコンサルタント会社への商品内容説明、販売支援、新商品の企画立案等に関する事項を行います。
- (e) グローバル・エクイティーズ・チームは、「J Pモルガン・アセット・マネジメント」グループの海外拠点からの情報を参考に、MDPコクサイ株式運用戦略に基づき外国株式の投資判断を行います。また、同チームが行う外国株式の運用について、関係各部署と連携し、顧客、投資家、販売会社およびコンサルタント会社への商品内容説明、販売支援、新商品の企画立案等に関する事項を行います。
- (f) エクイティ・トレーディング本部は、前記（c）・（d）のグループによる投資判断を受け、主に国内株式の売買を執行します。
- (g) ポートフォリオ分析室は、運用実績の分析を行い、前記（c）・（d）のグループにその結果を提供します。

(ロ) RDP運用本部



- (a) RDP運用本部は、投資調査部、株式運用部および債券運用部で構成されます。投資調査部および株式運用部は、RDP株式運用戦略^{*}に基づいた運用を行います。

^{*} 「RDP株式運用戦略」は、個別企業の徹底した調査・分析に配当割引モデルによる客観的評価を加えることにより、超過収益の獲得を目指す運用を行います。

- (b) 投資調査部に所属するアナリストはRDP株式運用戦略に基づき主に国内株式の分析を行い、その結果に基づき各銘柄に評価を付します。同部に所属するエコノミストは、マクロ経済の観点からアナリストの調査・分析の基となる情報の提供を行います。
- (c) 株式運用部に所属するポートフォリオ・マネジャーは、投資調査部のアナリストとの議論を通じて、前記（b）の評価を検証の上、投資判断を行い、主に国内株式のポートフォリオの構築を行います。また、同部が行う国内株式の運用について、関係各部署と連携し、顧客、投資家、販売会社およびコンサルタント会社への商品内容説明、販売支援、新商品の企画立案等に関する事項を行います。
- (d) 債券運用部では、国内外の債券の運用業務遂行上必要と認められる諸会議を開催し、運用戦略の方向性を決定します。その決定内容を自らの投資判断に利用し、国内外の債券のポートフォリオを決定します。また国内外の債券の売買を執行します。さらに、同部が行う国内外の債券の運用について、関係各部署と連携し、顧客、投資家、販売会社およびコンサルタント会社への商品内容説明、販売支援、新商品の企画立案等に関する事項を行います。
- (e) エクイティ・トレーディング本部は、株式運用部所属のポートフォリオ・マネジャーの投資判断を受け、主に国内株式の売買を執行します。

- (ハ) 前記（イ）および（ロ）以外に為替ヘッジを行う場合は、クライアント・ビジネス本部のグローバル運用商品部およびグローバル債券商品部が為替ヘッジのための投資判断を行い、債券運用部が取引を執行します。

（注）前記（イ）、（ロ）および（ハ）の意思決定機構、組織名称等は、平成25年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者として当該証券投資信託および投資一任契約に基づき委託された資産の運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める以下の業務を行っています。

- ・投資助言・代理業
- ・有価証券の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱いに関する第一種金融商品取引業
- ・有価証券の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い、および証券投資信託の募集または私募に関する第二種金融商品取引業

委託会社が設定・運用している投資信託は、平成25年7月末現在以下のとおりです（親投資信託は本数のみ）。

	本数	純資産額（百万円）
公募追加型株式投資信託	73	877,661
公募単位型株式投資信託	4	37,076
公募追加型債券投資信託	2	483,399
公募単位型債券投資信託	—	—
私募投資信託	62	581,132
総合計	141	1,979,268
親投資信託	62	—

（注）百万円未満は四捨五入

３【委託会社等の経理状況】

- １．委託会社であるＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第２条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。以下「金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

- ２．当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第23期事業年度（平成24年４月１日から平成25年３月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

		第22期 (平成24年 3 月31日)			第23期 (平成25年 3 月31日)		
資産の部							
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
流動資産							
現金及び預金			4,162,348			3,642,783	
有価証券			5,408,111			5,910,535	
前払費用			19,642			16,861	
未収入金			129,688			96,998	
未収委託者報酬			1,656,086			2,425,063	
未収収益			1,363,081			1,608,521	
未収還付消費税等			61,716			—	
関係会社短期貸付金			—			1,230,000	
繰延税金資産			518,862			348,554	
その他			4,458			3,672	
流動資産計			13,323,998	89.8		15,282,991	98.0
固定資産							
投資その他の資産			1,521,428			308,165	
関係会社株式		60,000			60,000		
投資有価証券		1,385,770			—		
敷金保証金		42,639			40,427		
長期預け金		—			174,917		
その他		33,019			32,819		
固定資産計			1,521,428	10.2		308,165	2.0
資産合計			14,845,427	100.0		15,591,156	100.0

		第22期 (平成24年 3 月31日)			第23期 (平成25年 3 月31日)		
負債の部							
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
流動負債							
預り金			114,199			104,304	
未払金			1,737,274			2,246,418	
未払収益分配金		1,430			324		
未払償還金		1,186			565		
未払手数料		688,876			1,075,972		
その他未払金		1,045,782			1,169,555		
未払費用			1,042,151			1,031,529	
未払法人税等			18,200			74,297	
賞与引当金			275,549			280,070	
事務所賃貸借契約引当金			135,088			—	
流動負債計			3,322,464	22.4		3,736,621	24.0
固定負債							
長期未払金			—			166,588	
賞与引当金			371,335			349,228	
役員賞与引当金			77,931			90,655	
退職給付引当金			22,381			8,734	
事務所賃貸借契約引当金			253,717			—	
繰延税金負債			16,732			—	
固定負債計			742,097	5.0		615,207	3.9
負債合計			4,064,561	27.4		4,351,828	27.9

		第22期 (平成24年 3 月31日)			第23期 (平成25年 3 月31日)		
純資産の部							
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
株主資本							
資本金			2,218,000	14.9		2,218,000	14.2
資本剰余金			1,000,000	6.7		1,000,000	6.4
資本準備金		1,000,000			1,000,000		
利益剰余金			7,535,577	50.8		8,021,327	51.5
利益準備金		33,676			33,676		
その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		7,501,900			7,987,651		
株主資本計			10,753,577	72.4		11,239,327	72.1
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金			27,287	0.2		—	0.0
評価・換算差額等計			27,287	0.2		—	0.0
純資産合計			10,780,865	72.6		11,239,327	72.1
負債・純資産合計			14,845,427	100.0		15,591,156	100.0

（２）【損益計算書】

		第22期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)			第23期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)		
区分	注記 番号	内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
営業収益							
委託者報酬			8,473,843			11,055,916	
運用受託報酬			5,402,893			5,351,270	
業務受託報酬			1,661,327			1,748,835	
その他営業収益			155,006			141,668	
営業収益計			15,693,071	100.0		18,297,692	100.0
営業費用							
支払手数料			3,393,307			4,752,833	
広告宣伝費			238,136			202,068	
調査費			3,209,470			3,097,878	
委託調査費		2,880,008			2,800,020		
調査費		320,383			289,772		
図書費		9,079			8,085		
委託計算費			264,224			295,754	
営業雑経費			213,679			280,239	
通信費		37,900			41,075		
印刷費		143,581			207,194		
協会費		25,828			24,752		
諸会費		6,369			7,216		
営業費用計			7,318,818	46.6		8,628,774	47.2

		第22期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)			第23期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)		
区分	注記 番号	内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
一般管理費							
給料			4,924,070			4,952,190	
役員報酬		134,465			151,064		
給料・手当		3,473,430			3,490,957		
賞与		402,853			425,768		
賞与引当金繰入額		575,422			542,382		
役員賞与		87,789			72,056		
役員賞与引当金繰入額		49,071			67,721		
その他の報酬		201,038			202,239		
福利厚生費			397,125			389,859	
交際費			63,430			50,210	
寄付金			13,918			12,600	
旅費交通費			187,435			211,906	
租税公課			60,242			68,301	
不動産賃借料			1,063,613			1,037,885	
退職給付費用			279,370			284,665	
退職金			10,029			79,779	
消耗器具備品費			108,437			119,479	
事務委託費			340,605			246,591	
関係会社付替費用			1,537,302			1,547,778	
諸経費			120,206			112,763	
一般管理費計			9,105,787	58.1		9,114,012	49.8
営業利益又は営業損失（△）			△731,535	△4.7		554,906	3.0

		第22期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)			第23期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)		
区分	注記 番号	内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
営業外収益							
受取配当金	※ 2	5,686			39,835		
投資有価証券売却益		95,454			56,775		
受取利息	※ 2	—			4,022		
分配金・償還金時効		—			1,726		
為替差益		60,557			—		
デリバティブ利益		45,428			—		
その他営業外収益		21,490			7,528		
営業外収益計			228,616	1.5		109,889	0.6
営業外費用							
業法上の負担額	※ 1	7,818			17,238		
投資有価証券売却損		—			11,735		
為替差損		—			17,707		
デリバティブ評価損		34,684			—		
その他営業外費用		13			1,431		
営業外費用計			42,515	0.3		48,113	0.3
経常利益又は経常損失（△）			△545,434	△3.5		616,682	3.3
特別利益							
事務所賃貸借契約引当金戻入益		—			98,027		
特別利益計			—	—		98,027	0.5

		第22期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)			第23期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)		
区分	注記 番号	内訳	金額	百分比	内訳	金額	百分比
特別損失		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
事務所賃貸借契約損失		24,118			—		
事務所賃貸借契約引当金繰 入額		167,842			—		
特別損失計			191,961	1.2		—	—
税引前当期純利益又は税引前 当期純損失（△）			△737,395	△4.7		714,709	3.8
法人税、住民税及び事業税			5,775	0.0		58,650	0.2
法人税等調整額			222,862	1.4		170,308	0.9
当期純利益又は当期純損失 （△）			△966,032	△6.2		485,750	2.7

（３）【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

	第22期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	第23期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	2,218,000	2,218,000
当期末残高	2,218,000	2,218,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	1,000,000	1,000,000
当期末残高	1,000,000	1,000,000
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	33,676	33,676
当期末残高	33,676	33,676
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	8,467,933	7,501,900
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失（△）	△966,032	485,750
当期変動額合計	△966,032	485,750
当期末残高	7,501,900	7,987,651
株主資本合計		
当期首残高	11,719,609	10,753,577
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失（△）	△966,032	485,750
当期変動額合計	△966,032	485,750
当期末残高	10,753,577	11,239,327
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	46,644	27,287
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△19,356	△27,287
当期変動額合計	△19,356	△27,287
当期末残高	27,287	—
評価・換算差額等合計		
当期首残高	46,644	27,287
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△19,356	△27,287
当期変動額合計	△19,356	△27,287
当期末残高	27,287	—
純資産合計		
当期首残高	11,766,254	10,780,865
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失（△）	△966,032	485,750
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△19,356	△27,287
当期変動額合計	△985,389	458,462
当期末残高	10,780,865	11,239,327

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給、及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の費用負担に備えるため、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対する親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の費用負担に備えるため、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員に対する退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務と年金資産の見込額に基づき退職給付引当金を計上しております。

過去勤務債務については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８年）による定額法により、発生した事業年度から費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８年）による定額法により按分額を、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。

(4) 事務所賃貸借契約引当金

事業拡充の見込により結んでいた事務所面積拡張の賃貸借契約について第三者へ転貸する計画に変更したことにより、将来契約期間に亘る当該支払賃借料に基づき引当金を計上しております。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

未適用の会計基準等

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日）

1. 概要

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正（退職給付見込額の期間帰属方法について、期間定額基準のほか給付算定式基準の適用が可能となったほか、割引率の算定方法の改正等）

2. 適用予定日

平成25年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用予定

3. 当該会計基準等の適用による影響

財務諸表作成時において財務諸表に与える影響は、現在評価中であります。

注記事項

（貸借対照表関係）

第22期 (平成24年3月31日)	第23期 (平成25年3月31日)
該当事項はありません。	関係会社項目 関係会社に対する資産および負債には区分掲記されたもの以外に注記すべき事項はありません。

（損益計算書関係）

第22期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	第23期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
※1 業法上の負担額 業法上の負担額は、主に「投資信託及び投資法人に関する法律」第21条に基づく負担額であります。	※1 業法上の負担額 同左 ※2 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 関係会社からの受取利息 4,022千円 関係会社からの受取配当金 10,000千円

（株主資本等変動計算書関係）

第22期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	56,265	—	—	56,265
合計	56,265	—	—	56,265

第23期（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	56,265	—	—	56,265
合計	56,265	—	—	56,265

（リース取引関係）

第22期 （自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）		第23期 （自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は以下のとおりであります。		オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は以下のとおりであります。	
1年以内	536,233千円	1年以内	486,720千円
1年超	1,584,195千円	1年超	951,198千円
合計	2,120,428千円	合計	1,437,919千円

（金融商品関係）

（1）金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

一時的な余資は主に流動性の高い公社債投資信託で運用しております。

自社が設定する投資信託やグループ会社が運用する投資信託について、その設定時に運用上十分な信託財産があることが見込めない場合に、「シードキャピタル」として当該投資信託を自己資金により取得することがあります。なお、シードキャピタルとして取得した当該投資信託の価格変動リスクを軽減する目的で先物取引を行うことがあります。投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

当社は、営業活動援助のため、子会社であるJPMAM Japan Cayman Fund Limitedへの短期貸付を行っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権のうち、自社が設定・運用する投資信託から受領する未収委託者報酬、及び未収収益のうち国内年金基金等から受領する債権については信託銀行によって分別管理されているため一般債権とは異なり、信用リスクはほとんどないと認識しております。海外関係会社に対する未収収益は未払費用と部分的に相殺され、信用リスクが軽減されております。また、外貨建て債権の未収収益については為替の変動リスクに晒されておりますが、外貨建て債務と部分的に相殺され、為替変動リスクが軽減されております。

営業債務である未払金は基本的に3ヶ月以内の支払い期日であり、未払手数料、及び未払費用についてはそのほとんどが6ヶ月以内の支払い期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、上述の通り外貨建て債権と部分的に相殺され、リスクが軽減されております。

有価証券は、預金と同様の性質を有する流動性の高い公社債投資信託であり、市場リスクはほとんどないと認識しております。

関係会社に対し短期貸付を行っており、関係会社短期貸付金は貸出先の信用リスクに晒されております。関係会社短期貸付金は、3ヶ月の期日であり、金利の変動リスクは僅少です。

投資有価証券は、上述のシードキャピタルであり、市場価格の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、シードキャピタルの市場価格変動リスクの軽減を目的とした株価指数先物取引であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

（i）信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権のうち、海外関係会社に対する未収収益は担当部署が各関係会社ごとに期日及び残高を定期的に管理し、回収懸念の早期把握を図っております。

関係会社短期貸付金は、子会社であるJPMAM Japan Cayman Fund Limitedの営業活動から得られるキャッシュ・フローをモニタリングしており、貸倒や回収遅延の懸念はほとんどないと認識しております。

（ii）市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての営業債権債務のうち、大半を占める米国ドル建ての債権債務に対しての為替変動リスクについては担当部署が月次でモニタリングしており、債権もしくは債務の超過に対して米国ドル建て預金と円建て預金との間で資金移動をして為替変動リスクの軽減に努めております。

投資有価証券については、市場価格変動リスクの軽減を目的とした株価指数先物取引を行うことがあります。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた管理規程に従い、担当部署が決済担当者の承認を得て行っております。取引実績は、四半期ごとに取締役会に報告しております。

（iii）資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適宜資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の

維持などにより流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

- ① 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いと判断するものは次表には含めておりません。また、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません（（注）2．参照）。

第22期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	4,162,348	4,162,348	—
(2) 有価証券	5,408,111	5,408,111	—
(3) 未収委託者報酬	1,656,086	1,656,086	—
(4) 未収収益	1,363,081	1,363,081	—
(5) 投資有価証券	1,385,770	1,385,770	—
資産計	13,975,399	13,975,399	—
(1) 未払手数料	688,876	688,876	—
(2) その他未払金	1,045,782	1,045,782	—
(3) 未払費用	1,042,151	1,042,151	—
負債計	2,776,810	2,776,810	—

（注）1．金融商品の時価算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 有価証券、(3) 未収委託者報酬、及び(4) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらは投資信託であり、時価は市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額によっております。

負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金、及び(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
関係会社株式	60,000

関係会社株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。

第23期（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	3,642,783	3,642,783	—
(2) 有価証券	5,910,535	5,910,535	—
(3) 未収委託者報酬	2,425,063	2,425,063	—
(4) 未収収益	1,608,521	1,608,521	—
(5) 関係会社短期貸付金	1,230,000	1,230,000	—
(6) 長期預け金	174,917	174,619	298
資産計	14,991,820	14,991,522	298
(1) 未払手数料	1,075,972	1,075,972	—
(2) その他未払金	1,169,555	1,169,555	—
(3) 未払費用	1,031,529	1,031,529	—
(4) 長期未払金	166,588	166,304	284
負債計	3,443,645	3,443,361	284

(注) 1. 金融商品の時価算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 有価証券、(3) 未収委託者報酬、(4) 未収収益及び(5) 関係会社短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期預け金

長期預け金の時価については、当該預け金の受取までの期間を基に、日本国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金、及び(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期未払金

長期未払金の時価については、当該未払金の支払までの期間を基に、日本国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
関係会社株式	60,000

関係会社株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。

② 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第22期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	4,162,348	—	—	—
未収委託者報酬	1,656,086	—	—	—
未収収益	1,363,081	—	—	—
合計	7,181,517	—	—	—

第23期（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	3,642,783	—	—	—
未収委託者報酬	2,425,063	—	—	—
未収収益	1,608,521	—	—	—
関係会社短期貸付金	1,230,000	—	—	—
合計	8,906,367	—	—	—

（有価証券関係）

1. 関係会社株式

関係会社株式（第22期の貸借対照表計上額は60,000千円、第23期の貸借対照表計上額は60,000千円）については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、記載していません。

2. その他有価証券

第22期（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他投資信託	1,385,770	1,341,750	44,020
合計		1,385,770	1,341,750	44,020

（注）有価証券（貸借対照表計上額 5,408,111千円）については預金と同様に扱っており、時価評価をしていないため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

第23期（平成25年3月31日）

有価証券（貸借対照表計上額 5,910,535千円）については預金と同様に扱っており、時価評価をしておりません。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

第22期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他投資信託	1,561,089	95,454	—

第23期（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他投資信託	1,856,169	56,775	11,735

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定拠出型年金制度、及びキャッシュバランス型年金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

	第22期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日) (千円)	第23期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日) (千円)
① 退職給付債務	817,508	1,036,743
② 年金資産	△741,761	△1,019,609
③ 未認識過去勤務債務	20,053	14,649
④ 未認識数理計算上の差異	△73,419	△23,050
⑤ 退職給付引当金 (①+②+③+④)	22,381	8,734

3. 退職給付費用に関する事項

	第22期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日) (千円)	第23期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日) (千円)
① 勤務費用	193,954	195,091
② 利息費用	12,086	13,080
③ 期待運用収益	△15,929	△20,769
④ 過去勤務債務の費用処理額	△5,404	△5,404
⑤ 数理計算上の差異の費用処理額	5,400	10,917
⑥ 確定拠出年金支払額	71,591	75,311
⑦ その他 (注1)	17,672	16,439
⑧ 退職給付費用(①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)(注2)	279,370	284,665

(注1) その他の金額は、主に当社への出向者分の退職給付費用であります。

(注2) 当社からの出向者分の退職給付費用は、上記金額に含まれておりません。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

① 退職給付見込額の期間配分方法

期間定額方式

② 割引率

第22期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日) 1.60%

第23期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日) 1.00%

③ 過去勤務債務の額の処理年数

8年 (発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。)

④ 数理計算上の差異の処理年数

8年 (発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。)

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第22期 (平成24年 3月31日)	第23期 (平成25年 3月31日)
(流動)	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
未払費用	24,524	43,359
賞与引当金	104,736	106,454
事務所賃貸借契約引当金	51,347	—
繰越欠損金	331,558	184,087
その他	6,696	14,652
繰延税金資産合計	518,862	348,554
繰延税金資産の純額	518,862	348,554
(固定)		
繰延税金資産	(千円)	(千円)
賞与引当金	141,144	128,603
役員賞与引当金	29,621	33,383
事務所賃貸借契約引当金	96,438	—
長期未払費用	45,901	59,372
繰越欠損金	48,014	—
その他	20,864	14,444
繰延税金資産小計	381,984	235,803
評価性引当額	△381,984	△235,803
繰延税金資産合計	—	—
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△16,732	—
繰延税金資産又は繰延税金負債（△）の純額	△16,732	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第22期 (平成24年3月31日)	第23期 (平成25年3月31日)
法定実効税率		38.01%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	当事業年度は税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。	12.84%
評価性引当額		△20.45%
その他		1.64%
税効果会計適用後の法人税等の負担率		32.04%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

第22期 (平成24年3月31日)	第23期 (平成25年3月31日)
「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以降に開始する事業年度より法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率は、従来の40.7%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については38.0%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降解消が見込まれる一時差異等については35.6%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は36,583千円減少し、法人税等調整額が36,583千円、その他有価証券評価差額金が1,179千円それぞれ増加しております。	該当事項はありません。

(セグメント情報等)

関連情報

第22期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

1. サービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託委託業務	投資一任及び 投資助言業務	業務受託報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	8,473,843	5,402,893	1,661,327	155,006	15,693,071

2. 地域ごとの情報

営業収益

(単位：千円)

日本	その他	合計
12,403,854	3,289,216	15,693,071

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

第23期（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

1. サービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託委託業務	投資一任及び 投資助言業務	業務受託報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	11,055,916	5,351,270	1,748,835	141,668	18,297,692

2. 地域ごとの情報

営業収益

(単位：千円)

日本	その他	合計
14,859,628	3,438,064	18,297,692

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

第22期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

子会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	JPMAM Japan Cayman Fund Limited	Grand Cayman, Cayman Islands, KY1-1104	3,500千円	金融業	所有直接100%	設立出資及び役員の兼任	設立の資本取引	60,000	—	—

（注）JPMAM Japan Cayman Fund Limitedに、出資に係る金銭の全額の払込をしております。

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	JPMorgan Asset Management (UK) Limited	125 London Wall, London, EC2Y 5AJ, England	24百万ポンド	金融業	なし	海外または国内における投資の助言または一任	調査費	1,990,973	未払費用	678,849
同一の親会社を持つ会社	JF Asset Management Limited	21/F Chater House, 8 Connaught Road, Central, HK	60百万香港ドル	金融業	なし	海外または国内における投資の助言または一任役員の兼任	調査費	549,966	未払費用	128,986

（注1）取引金額および期末残高には、消費税等は含まれておりません。

（注2）取引条件及び取引条件の決定方針等

調査費に関しては、運用の再委託の一般的な手数料率を勘案し、協議の上、再委託契約を結んで行っております。

第23期（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

子会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	JPMAM Japan Cayman Fund Limited	Grand Cayman, Cayman Islands, KY1-1104	3,500千円	金融業	所有直接100%	資金の貸借等及び役員の兼任	資金の貸付（注）	2,804,000	関係会社短期貸付金	1,230,000
							資金の回収	1,574,000		
							貸付金利息の受取	4,022	未収収益	2,390
							配当金の受取	10,000	—	—

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間3ヶ月であります。なお、担保は受け入れておりません。

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	JPMorgan Asset Management (UK) Limited	125 London Wall, London, EC2Y 5AJ, England	24百万ポンド	金融業	なし	海外または国内における投資の助言または一任	調査費	1,916,194	未払費用	557,309
同一の親会社を持つ会社	JF Asset Management Limited	21/F Chater House, 8 Connaught Road, Central, HK	60百万香港ドル	金融業	なし	海外または国内における投資の助言または一任	調査費	594,375	未払費用	253,353
同一の親会社を持つ会社	ジェー・ピー・モルガン・サービス・ジャパン・リミテッド東京支店	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号東京ビルディング	1千米ドル	不動産の賃貸借および総務の代行業	なし	総務の代行	事務所退去費用の預け入れ	174,917	長期預け金	174,917

（注1）ジェー・ピー・モルガン・サービス・ジャパン・リミテッド東京支店に関するものを除き、取引金額および期末残高には、消費税等は含まれておりません。

（注2）取引条件及び取引条件の決定方針等

調査費に関しては、運用の再委託の一般的な手数料率を勘案し、協議の上、再委託契約を結んで行っております。

長期預け金に関しては、当初預け入れ時より無利息としております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

J Pモルガン・アセット・マネジメント（アジア）インク（非上場）

（１株当たり情報）

	第22期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	第23期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	191,608円72銭	199,757円 0銭
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）	△17,169円33銭	8,633円26銭

なお、当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。また、前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失金額であり、また潜在株式が存在していないため記載しておりません。

1株当たりの当期純利益の算定上の基礎

	第22期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	第23期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
損益計算書上の当期純利益又は当期純損失（△）	△966,032千円	485,750千円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失（△）	△966,032千円	485,750千円
普通株式の期中平均株式数	56,265株	56,265株

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為を行うことが禁止されています。

- （１）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （２）運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- （３）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）（５）において同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- （４）委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- （５）前記（３）（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

（１）定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

（２）訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

- ① 名 称 三菱UFJ信託銀行株式会社
 ② 資本金の額 324,279百万円（平成25年３月末現在）
 ③ 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

＜再信託受託会社の概要＞

名称 ：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

事業の内容 ：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

（２）運用委託先の会社

名 称	資本金の額 (平成25年３月末現在)	事業の内容
J Pモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッド	24百万ポンド	投資運用業務および投資顧問業務を行っています。

（３）運用再委託先の会社

名 称	資本金の額 (平成25年３月末現在)	事業の内容
J Fアセット・マネジメント・リミテッド	60百万香港ドル	投資運用業務および投資顧問業務を行っています。

（４）販売会社

	名 称	資本金の額 (平成25年３月末現在)	事業の内容
1	J Pモルガン証券株式会社	50,275百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
2	株式会社S B I 証券	47,937百万円	同 上
3	楽天証券株式会社	7,495百万円	同 上
4	マネックス証券株式会社	7,425百万円	同 上
5	株式会社三菱東京UFJ銀行	1,711,958百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
6	株式会社イオン銀行	51,250百万円	同 上
7	株式会社長崎銀行	4,121百万円	同 上

8	株式会社西日本シティ銀行	85,745百万円	同 上
9	株式会社百十四銀行	37,322百万円	同 上
10	三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

（1）受託会社

当ファンドおよびマザーファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理業務および信託財産の計算等を行います。

（2）運用委託先の会社

マザーファンドに関し、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用指図を行います。

（3）運用再委託先の会社

マザーファンドに関し、運用委託先が委託会社から委託を受けたマザーファンドに関する運用の指図に関する権限に基づき行う取引について、アジア地域の時間帯で取引する方が望ましいと判断した場合、運用委託先から一定の取引条件の指定を受けて当該条件に沿った範囲での運用の指図に関する権限の再委託を受け、マザーファンドの運用指図を行います。

（4）販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書の交付、運用報告書の交付代行、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金・一部解約金・償還金の支払い等を行います。

3【資本関係】

受託会社、販売会社および運用委託先の会社ならびに運用再委託先の会社との間に直接的な資本関係はありません。

第3【参考情報】

下記の書類を関東財務局長へ提出しております。

平成24年12月11日	臨時報告書
平成24年12月11日	有価証券届出書の訂正届出書
平成25年1月30日	有価証券届出書の訂正届出書
平成25年3月5日	有価証券報告書
平成25年3月5日	有価証券届出書の訂正届出書
平成25年3月11日	臨時報告書
平成25年4月18日	有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成25年7月31日

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 荒川 進 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているJPMインドネシア債券ファンド（毎月決算型）の平成24年12月7日から平成25年6月6日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、JPMインドネシア債券ファンド（毎月決算型）の平成25年6月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

JPMオルガン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- （注）1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年6月21日

J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 荒川 進
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているJ Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。